

平成22年第9回(12月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成22年12月8日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年12月8日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 米山 知子 君
 - ・スポーツ少年団の町施設使用料について
 - ・川南PAについて
 - ・口蹄疫での埋却地周辺の水質検査について
- 2 内藤 逸子 君
 - ・保育所運営は町の誇れる事業 公的責任果たせ
 - ・畜産業の壊滅的被害と復興への課題
 - ・子宮頸がん等ワクチンに公費助成を
 - ・鶏ふん発電事業に係る「既存施設」の利用問題
 - ・新茶屋溜池付近の整備

日程第 2 議案第62号 第5次川南町長期総合計画基本構想について

日程第 3 議案第63号 平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)

日程第 4 議案第64号 平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 5 議案第65号 平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 6 議案第66号 平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 7 議案第67号 西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について

出席議員(15名)

1番 林 田 幸 雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長 野 義 勝 君	4番 黒 木 則 人 君
5番 今 井 伸 二 君	6番 江 藤 和 利 君
7番 内 藤 逸 子 君	8番 竹 本 修 君
9番 中 村 守 君	10番 米 山 知 子 君
11番 山 下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱 本 義 則 君	14番 河 野 幸 夫 君
15番 川 越 忠 明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	内 野 宮 正 英 君	副町長	蓑 原 敏 朗 君
教育長	佐 藤 賢 一 郎 君	会計管理者 ・会計課長	佐 藤 む つ 子 君
総務課長	吉 田 一 二 六 君	総合政策課長	諸 橋 司 君
農林水産課長	押 川 義 光 君	農村整備課長	横 尾 剛 君
建設課長	村 井 俊 文 君	上下水道課長	河 野 秀 二 君
農業委員会 事務局長	高 松 秀 樹 君	教育総務課長	永 友 好 典 君
生涯学習課長	吉 田 喜 久 吉 君	税務課長	篠 原 浩 君
町民課長	佐 藤 弘 君	環境対策課長	黒 木 秀 一 君
健康福祉課長	米 田 正 直 君	代表監査委員	三 角 巖 君

午前9時00分開会

○議長（川越 忠明君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） 通告書に基づき、質問をいたします。

平成21年度より、一部のスポーツ少年団から、電気料として施設使用料の徴収がなされるようになりました。そのことにつき、私は昨年の3月議会、そして本年3月議会でスポーツ少年団の町施設使用料について、なぜ徴収することになったのかなどの質問をいたしました。そのときの答弁の中で、町長、教育長とも「検討する」「関係団体と協議する」というものが幾つかありましたので、その後の経過、協議検討をされた結果などをお尋ねいたします。

まず、教育長が前回の質問時に繰り返された「スポーツ少年団は体育協会の下部組織であるので、取り扱い要綱等に基づいて、大人と同じ徴収になることは適当である」ということについて、川南町のスポーツ少年団が、川南町体育協会の下部組織になった時期はいつなのか、そしてそれはどのような理由でそうされたのか質問いたします。大人と同じ目的を持った団体として、スポーツ少年団を扱うということで下部組織になされたのか、スポーツ少年団の持っている青少年の健全育成という教育目的を認識された上でなされたのかということをお尋ねいたします。

2点目は、少年団により負担している料金に大きな差があるということです。きょう皆様のお手元に25のスポーツ少年団の1年間の電気料の一覧をお配りしておりますので、どうぞ御覧になってください。種目や主要施設により、大きな差が出ております。団として全く負担していないところから、1年間に9万3,950円のところまでさまざまです。前回の質問時に担当課長も公平性については問題があるという発言をされておりますが、このような現状をどうお考えになりましたか。問題があるのなら、その後の対策はどのようにされたのでしょうか。

3点目は大人と子供の利用料金が同じであるということです。このことについては、前回、町長は認識していなかったと言われておりましたが、子供の健全育成を目指して活動をしている少年団と、社会体育の一環としての大人の活動が同じ料金を徴収することであっていいものでしょうか。

4点目、21年度の少年団全体の施設使用料は幾らかということです。財政改革の一環として、使用料徴収条例が見直された結果、少年団からの徴収を始められたのでしょうか、結果として幾らの収入増になったのでしょうか。

確かに、少年団には毎年40万円の補助金が出されておりますが、この40万円が本当の助成になっているのでしょうか。

5点目は、心豊かな子供を育てるにはどうしたらよいかということです。心身ともに健康で、心豊かな子供を育てることは、大人の責任です。スポーツ少年団の活動はその一翼を担い、指導者もその考えのもとに協力していることを行政はもっと認識し、それにどう答えていくのか、そこいらを含めてお答えをお願いいたします。

次に、川南パーキングエリアについてお伺いをいたします。

9月議会での、私の川南パーキングエリアについての質問に対し、町長は早急に検討会を立ち上げ、そこで検討したいとの答弁をなされました。言葉どおりにすぐに活用検討委員会を立ち上げられておりますが、私が質問しましたような魅力あるパーキングエリアとし、川南町や東児湯を発信できるような、そして地域の活性化につながっていくようなパーキングエリアになるのかどうか、活用検討委員会の経過を御説明していただけたらと思います。

最後は、口蹄疫での埋却地周辺の水質検査についてお伺いをいたします。

口蹄疫の最中には埋却地の確保が大きな問題になっておりました。埋却するしかないという状況の中で、周辺の協力も得ながら、作業が進められたわけですが、埋却後の水質についての不安は大きく、その解消のため、今後3年間は年4回の水質検査を行うということでありました。水質検査を実施する箇所は何箇所であったのか。そして、最後の埋却から半年を迎えようとしていますが、現在までの実施状況はどのようなになって、その結果はいかがだったのでしょうか。また、今後3年間は年4回の水質検査を実施することになっていますが、実施体制は十分なのでしょうか。予算措置を含めてお伺いをいたします。

さらに、町水道についての水質検査はどのような形で行われているのでしょうか。埋却地周辺で飲料水を井戸に頼っていたところについては、町水道の敷設がなされました。川南町のほとんどの家庭は町水道を飲料水として利用していますが、町水道の水質についての不安の声も聞かれます。水源地を十分考慮された上で、埋却地が決定されたこととは思いますが、万一を考えた町水道の水質についてはどのように今後、調査されていくのでしょうか。

以上、3項目についてお尋ねいたします。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目、川南町のスポーツ少年団関係であります。これにつきましては、記録によると川南町の場合には川南町の体育協会が昭和38年5月に設立され、その後、川南スポーツ少年団が昭和53年度に設立をされたというふうな記録がございます。当然、スポーツ少年団でありますから、全国レベルの規約、あるいはそういうものに基づいての設立に倣っているはずでございますので、創設の理由としては、やはりその理念と同じように1人でも多くの青少年にスポーツの喜びと、スポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織を地域社会の中にとということで、創設をされているものというふうに理解をしております。

それから、下部組織という言葉がございましたが、これは日本スポーツ少年団の本部も、

もちろん体育協会の中の一つの組織でございますので、それにのっとった形で、当然、川南町の場合にもその当時、そういう理由のもとに加入、あるいは設立されているものというふうに理解をしております。

それから2番目の御質問でございますが、料金に差があると。確かに表のようにいろいろな場所、それから使用している施設等についていろいろ料金の差があるのは事実でございます。公平性ということについてですが、これまでの徴収をしていたりいなかったりというようなこともあったようでございますが、そういうことをなくしていくために、使用についてはそれなりの使用料が発生するわけですから、もろもろの決まり等に基づいて検討をし、今後そういう使用する部分については、料金が、使用料が発生している、あるいは使用電力料が発生しているということをきちんと整理した上で、1人当たりの頭割りで均等になるというような考え方ではなくて、使用料についてやはりきちんと使用料としては町の条例、あるいは要綱に基づいて徴収をしていくということが妥当であるというふうに考え、そういう面で、現在整理中でございます。それから、このことについて団体等の会合等については、後ほど生涯学習課長からの詳細については答弁をさせます。

それから、大人と子供の料金の差がない、いわゆる同じだということでございますが、大人の場合ももちろん社会体育、子供のスポーツ少年団等についても、これはあくまでも社会体育の領域の中の一つとして実施されている、そういう約束事でスポーツ少年団というのは組織をされているというふうに理解しておりますので、活動する対象が大人であれ、子供であれ、社会体育の中の一環として、社会教育の範疇の中の一つとしてあるというふうに理解をしております。ですから、健全育成ということで、子供だから特別な教育の考えがあるというふうには、少し無理があるのではないかなというふうに考えております。それから、21年度にスポーツ少年団が納付した施設使用料ですが、66万6,414円であります。

最後の心豊かな子供を育てるためにはどうしたらよいかという御質問でありますけれども、これについて、特段こういう方式があるという決まったものはなかなかこれは難しくて言えないと思いますが、議員もおっしゃったように、やはり大人がこれは例えば家庭、あるいは地域社会、そういう中で1つ目には人間らしい生き方の基本、こういうのをきちんとやっばり教えていく、たとえば家庭であれば、礼儀だとか、あるいは感謝「ありがとうございます」とか「おかげさまで」とかいう人のいろんな親切行為に対して、感謝をする言葉や行いというのを家庭でしっかりと大人がしてみせる、いろんな場でして見せる、聞かせる。そういうこともあるかと思えますし、学校や社会というのでは、一つはやはりルールとか基本的なモラル、そういうものを教えていく。

2つ目に、当然基本的なしつけも大事かと思えます。倫理観だとか正義感、あるいは善悪の判断。そして3つ目は、やはり家庭での豊かな体験、親と子のふれあい、一緒に御飯を食べたり一緒に語り合う、あるいは時間的に顔を合わせることができなければ、手紙を書いて置いたり、あるいはノートで語り合いをしたりとか、いろんな方法があるかと思えます。そ

ういうコミュニケーションというのが大事かと思えますし、もう一つは地域でもさまざまな、いろんな活動に親子ともども参加をして、いろんな年齢、いろんな世代の人たちと、やはり一つの行動を通す中で、語らいをしながら物事を仕上げていく、そういう経験を通して、人間らしい、あるいは心豊かなと言われる子供たちが育っていくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○生涯学習課長（吉田 喜久吉君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

経過ということでの御質問ですが、まず、4月21日に教育委員会内で使用料についてと屋外施設使用料の負担について協議を行いまして、一度、育成会の代表と協議を行ったほうがいいということで、確認をしまして、口蹄疫終息宣言後の8月18日に育成会の代表者を集めまして、21年度の運営状況について意見交換を行いました。それと、先ほど教育長からありましたように、公平性という観点から見たときに、屋外施設使用の団についても、公平性を求めるということで、話をしたところであります。

以上でございます。

○町長（内野宮 正英君） おはようございます。米山議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、質問の第1点は、少年団の負担している料金の差あるいは公平性についてということでございます。先ほど教育長から基本的な考え方について御説明がございました。基本的なことで申し上げれば、基本的な料金というのは、会場なり、あるいは人数なり、あるいは利用時間によってその負担総額は変わると。これは当然なことで御理解をいただきたいと思います。特に最近は少子化等の影響もございまして、年々この部員数が少なくなっている。そのために、逆に基本的な電気料金は変わりませんので、この負担が大きくなってきているということでございます。そういう意味合いでは、それぞれのスポーツについて、これは社会教育的な見地もあるかというふうに思いますが、そういう意味合いでは、よりそれぞれの活動も一方では魅力あるスポーツ少年団に育てていくことも必要なことではないかと。そのことが、一方ではお互いの負担を軽減することになる。こういうことになるかというふうに思っております。ただ、屋外、屋内での、若干、徴収のしてる、してないがあるということについては是正が必要かと考えております。

それから、3番目、大人と子供の差があるではないかということでございますが、これ、先ほど教育長からございましたように、やはりスポーツ少年団も、それから大人の体育活動も、これは基本的には同じといいますか、目的としては同じ方向を向いてやっているわけでございますので、それは差がある、差がないというのはそれで問題はないのではないかと、このように考えております。

それから5番目のところ豊かな子供を育てるにはどうしたらいいか。今、教育長から詳しく、教育的見地からお話がございましたけれども、今までも行っておりますように、家庭、

学校、地域、この役割がそれぞれ果たされることによって、こころ豊かな子供たちを育てるというのはあるわけではありますが、基本的にはやっぱり家庭というものが一番重要になってくる。これは当然のことではないかなと、こう思っております。

それから、パーキングの問題でございます。パーキングにつきましては、川南パーキング利活用検討協議会というのを児湯地域で立ち上げをいたしました。そして、また一方ではワーキンググループもいろいろ検討をいただいております、その報告を受けながら、どういう将来方向でやるかということについて、検討を進めております。今、はっきりしておりますのは、これはNEXCOとの関係もあるわけでございますが、上り下りとも乗り入れができるような、乗り入れと言いますか、車が一方の物産館とかそういう施設に、あるいはトイレとか、そういうところに入れるような形でのパーキングにしていきたいということで、集約型と言いますか、そういう形でその両方にいろんな施設をつくるのではなくて、一方に集約してつくっていくという形での方向性で協議が進んでおります。そして、今後の問題は利活用に係る問題があるわけでございますが、今、各地にありますようなサービスエリア的な感覚でなくて、その地域の活性化、地域の物産をよりPRがしていけるような形での、施設も含めてやっていったらどうかということでございまして、建物等につきましても、よりサービスエリア的な、ああいうような施設でなくて、もっと庶民的なというと語弊があるかもしれませんが、例えば間伐材を利用したものをつくっていくとか、あるいはそれぞれの店舗展開ができるような1カ所、一つの大きなもので集約して取り扱っていくという形ではなくて、もっと小規模店舗みたいな形でのやる方法とか、いろんな形があるかというふうに思っておりますが、これは今後利用する方々の意見を十分踏まえながら、検討をしていきたいということでございまして、そういう提案も一方では、どういうものをやったらいいかと、そういうものを話し合いながら今後具体的な方向を詰めてまいりたいと考えておりますが、要はやっぱり最終的にはこの東児湯地域の発信地としての機能を持たせると、こういうことを基本に進めていきたいと考えております。

それから、口蹄疫でのこの埋却地周辺の水質検査の問題でございますが、先ほどありましたように、現在、125戸の井戸水等の水質検査をいたしております、現在まで2回ほど行っております。それから1月と4月に今回、今年度は3回という実施をしていきたいと、これは3年間継続をしていくと、こういうことでやっていきたいと思っております。それで、箇所数が非常に多いので、この検査機関にすべてを採水からお願いをするというのは非常に難しいという問題がございますので、環境指導を受けて、環境対策課の職員が採水を行いまして、検査機関へ送り込んでいくと、こういう形で実施をしております。今のところでは、現在は問題はないわけではありますが、1カ所、臭い等が出たということで、6回ほど井戸について調査をいたしましたが、ちょっと問題があったということであります。ただ、現在は、問題は、異常はないということでございます。そのほかでは異常は認められておりません。

それから、上水道にかかる水の問題であります。埋却するときにもより上水道の水源に近いところは埋却を避けるということで、取り組んでまいったところであります。そういうことから、通常行います検査項目に、新たに3つの検査を加えまして、水源地4カ所の水質検査を6月から行っているところでございますが、現在、異常は認められていないところでございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） それでは、まずスポーツ少年団関係について、ちょっと詰めてお伺いをしたいと思います。

今、教育長、それから町長のお答えをいただいたんですが、基本的な考え方というのを私伺って、ちょっとがっかりいたしました。社会体育協会の中の組織であるから、大人と子供も一緒だと、目的は一緒だということですよ。活動の目的は一緒だと。そもそも違うんじゃないでしょうか。大人の社会体育と、スポーツ少年団が目指している目的というのは違うと思うんです。

第1項目目で、私、下部組織になったいきさつ、理由は何かということをお伺いいたしましたが、設立をしたのはわかります。年度が違いますね。最初に体育協会が設立されて、そのあとスポーツ少年団が設立された。それは上部団体があります。県、国というふうに続いていくわけですから、逆におりてきたということも言えるわけですが、当初は全然別の活動としてやってきたわけなんです。一方のほうは、協会のほうは38年の設立、スポーツ少年団のほうは昭和53年の設立ですから大分後になってできてるんですけども、その後は全然別の活動でやってきてるわけなんです。ところが、途中で、それも設立されてすぐではないですね。最近です。平成になってからです。10年やそこらぐらい前ですよ。そのときになぜ下部組織として扱うようになったのか、ここら辺を御存じでしょうか。私、そこ辺が少年団の活動目的と大人がしている社会体育の目的は基本的に違うんじゃないかと、あくまで少年団は子供の健全育成を目指す、ひとつ社会教育の大きな場であるという認識があるものですから、そのことをちょっと気になって調べました、実際にこの川南町の教育という小冊子、平成22年度の。川南町の教育の中でもスポーツ少年団は全然別枠のところで、一つの独立したものとして扱ってあります。大人と同じ社会体育の中では扱ってないと思うんです。教育の一環として扱ってあるわけなんです。

なぜ下部組織になったのか、それは今後将来、地域スポーツとして考える場合に、子供でスポーツをする子、その子供たちと指導者も含めてですけども、それと、現在スポーツをしている人とのいわゆる情報交換、それをしたほうがいいんじゃないかと、将来地域スポーツに発展していくべきじゃないかと、そういうことで下部組織にされたというふうにされたというふうに私は伺っております。

実際に、会計は全然別です。スポーツ少年団の決算と体育協会の決算は別です。下部組織としてスポーツ少年団を一概に扱えるものでしょうか。一番の原点です、そこは。子供を育

てるのに、私、最初に言いましたけれども、子を育てるためにスポーツ少年団は、その一翼を担っていると。大人にとってのものと違うと思うんです、目的は。そこが一番の原点の考え方の違いかもしれませんが、それは違うと、私の考えは違うと。「いや、社会体育のだから大人も子供も一緒だ」と、「スポーツ少年団も健全育成を担っているとはいいながらも、大人と同じ扱いでいいんだよ」とおっしゃるのであれば、それはもちろん徴収をすべきだと思います。

でも、基本的に子供をどうしたら育てるかというときに、我々大人はどうしたらいいか、そして行政はどうしたらいいかです。子供を豊かに育てるのは家庭が中心であると。もちろん家庭は大事です。ですけれども家庭が大事って投げていいもんでしょうか。行政は何をするんですか。スポーツ少年団は地域と保護者とそして行政と一緒に子供を育てていこうというのが構造のはずです。そのときに、地域指導者はボランティアで週二、三回、自分の時間を割いてほとんど無報酬に近い状態で、子供たちをその使命に燃えて指導しております。そのときに行政が体育協会の下部組織だから当然使用料は、利用するからには取りますよと、そういうことしか言えないんでしょうか。

スポーツ少年団にとっては利用する場所、施設が一番大事なところですよ。じゃあ行政とすれば、練習場は、私は練習場は提供しますよと、そして中身のソフト面は地域の方でお願いします。親御さんもそれによって、子供と同じ体験をして、子供を育てていきましょと。そういうことが、私は行政の姿勢ではないかと思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。その考えは間違っていますでしょうか。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 川南町のスポーツ少年団が設立あるいは体育協会に参加したことについて、るる御説明がありましたが、それは当時のことで、いろんな理由があったと思うし、またそれは生きていると思います。ただ、私がここで申し上げているのは、スポーツ少年団と名乗って活動、あるいはする以上は、これは試合だとか、あるいはいろんな保険だとか、もろもろのそういう事業を行うに当たって、川南町単独での活動というのは、これはなかなか難しいのではないかと、やはり、県段階、全国段階のそういう縦のつながりの中で、やはりそれぞれの段階でつくられた計画、組織、規約、いろんなもろもろ、そういうものに基づいて、市町村段階での活動が組織されている。また、組織、いわゆる体育協会の中の構成しているいろんな団体の中の一つとしてあるというふうに理解をしているから、先ほどから申し上げているわけです。

それから、スポーツ少年団のもともとのこの趣旨は何か、もちろん、私は後に残されたいろんな資料でしか知るよしはありませんけれども、これはいつも出てくる、時代を担う健全な体とところを持った青少年の育成ということで、学区内の地域において、少年少女の自由時間をスポーツ活動を中心とした集団的な活動、経験を通して、みずからの人間的成長を求める、そこに本質があるというふうに、私どものもっている資料にはございます。

ですから、当然、そういう地域で活動していくためには、行政としては、やはり施設ある

いは場所、そういう活動をするための場所の確保というのは当然してあげなきゃならない、そしてまた、その事務的なお手伝いというのも、教育委員会生涯学習課、あるいはそういうところでの事務的なお手伝いというのは、当然できる範囲で最大限していつていると、またしていかなければならない。当然、団員の募集だとか、あるいは1年間活動していくためのさまざまな行事計画等についても、団長さん、本部長さん等と打ち合わせをしながら、そういう計画をつくり、年間の活動に支障がないようにお手伝いをしていくことは、これは事実。

そしてただ、その中で、使う場所によって、当然、いろんな施設使用料金というのがあるのも事実、そのことについていささか見解が違うわけでありますけれども、この件については先ほどから申し上げておりますように社会教育の中での一つの分野を担ってもらっていると。当然言われているように団体ですからそれぞれの団体としての規約があり、予算、決算等があるのはこれは言われるとおりだというふうに思います。

ですから、行政がつくって、そして活動をしているものとはいささか違うということは御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議員（米山 知子君） 基本理念というのは言われたとおりです。今教育長が言われました、行政として場所の確保はもうしていると。場所の確保ができてないから言ってるんです、私。場所の確保はしないといけないと。してますか、川南町が。もちろん施設はあります、学校の体育館を使ったり、運動場を使ったりしてますね。提供はしてますけど、それが確保してることになるんですか、そこから使用料を取って。おかしいんじゃないですか。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 言われることがちょっと理解できませんが、いわゆる少年団活動であるから無料にしないと。それが場所を確保していることになるんだという結論かというふうに思いますけれども、それは、将来のそういうところについて検討する必要が出てくるかどうか、これは今は何とも言えませんが、前年度からの質問に対して、生涯学習課を中心にして、いろんな関係者と協議をしながら、今、そういうさまざまな調査をして、どうしていくかと、どうしたら一番いいのかということにつて検討している、あるいは協議をしている、最中であるということは、先ほども課長のほうから申し上げたかというふうに思います。

ですから、使用料が大人と同じようにとられているということについての認識の仕方は若干私は違っているので、そういう面で、やはりこれはその場所を使うということについては、特例がない以上は、これは今の段階ではどういうことを言われても仕方がないということでもあります。

○議員（米山 知子君） 特例がないんだったら今の段階では仕方がないということですが、これのもとになっているのは使用料徴収条例です。その中にはどの一言もスポーツ少年団という言葉は出てないんです。その中で体育協会という言葉は出てるんです。そこで私が体育協会に固執するのは、スポーツ少年団は体育協会の下部組織であるという、その

ことだけで使用料徴収条例は当てはめてるわけなんです。だからなぜスポーツ少年団が下部組織になったのか、同じ扱いでいいのかということでお伺いしてるんです。

このことは教育長、今整理されているということですけど、実は21年の6月、1年半前にスポーツ少年団のほうから請願が出ております。その請願の回答書もいただきました。いただいて、示してあると思いますが、1年半たってまだ整理中と、実際に徴収を始めてもう2年です。21年度、22年度と2年間徴収してるんです。団員ももちろん変わってきます。そういう状況の中で「まだ整理中です」「今検討中です」と。いつまで検討されるんですか。早急に、町民の意思としては早急に検討するというのが、これは行政サービスとしては考えなくちゃいけないことじゃないかと思います。

次の、この利用状況について、電気料利用状況ということ、私お手元にお配りしていますが、これを御覧になってください。25のスポーツ少年団があります。屋外競技、屋内競技、野球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、剣道、柔道、バスケット、ミニバス、ありますね。

屋外施設の中で、川南中央野球、川南小と国立宮崎病院のグラウンドを使ってしてます。発電機を使用して燃料は団にて負担してます。ところが、山本小、山本野球、山本小グラウンドで使っています。学校電気料にて支払っています。教育総務課で支払っています。団は支払っておりません。通山野球も同じです。川南大久保サッカーも、川南小、東小グラウンドについては教育総務課で支払っております。同じサッカーで農村公園を使っているところ、通山サッカー、農村公園、電気料にて支払っております。F C尾鈴、十文字農村公園を使っておりますが、団にて負担してます。

これだけ差があるんです、同じ種目をして。同じ目的、指導者は同じ目的です。スポーツを通じて子供を育てようという目的を持って活動してるのに、なぜこれだけの差が出るんですか。施設の中でも同じです。団にて、ほとんどが施設、屋内競技では団にて負担します。屋内競技で電気料は減免措置というのがあります。それは大人も同じ減免措置で使います。同じ料金です。農村センターの場合は1時間550円。大人も子供も一緒です。減免をしてます。前回の質問時におっしゃいました。ところが川南ソフトテニス、運動公園で、ナイター公園で使いますが全く減免はありません。

こういうばらばらの状況をどうやってまとめるんですか。どうやって整理するんですか。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 米山議員の御質問にお答えをいたします。

今、差があるということ、確かにここにあるとおりであります。当然、もともとのスポーツ少年団が活動を始めたその時期と、現在の状況というのは、利用状況というのはやはり異なってきたらと、最初からこういう屋外のスポーツ少年団が電気を使うとか、あるいは自家発電機を使うとか、こういう状況にはなかったらというふうに思います。始めからこういうことがあるならば、当然、施設についてのこういうものが使用するわけですから、行政との相談、あるいは協議というのはなされていたはずであろうと思います。これは

あくまでも推察であります。少年団の活動の形態というのが、どういう理由かこれはいろいろ中央のほうでも少年団活動の理念ということについて、何回も検討し、見直し、いわゆる原点に返った活動をしていこうと、さまざまな建議がなされ、またそういう啓発もされているようではありますが、それにかかわるのかもわかりませんが、やはり活動形態が、夜電灯までつけてしなければならないというか、そういうふうになってきたという、これもやはり、じゃあこれが妥当なのかどうか。その辺があるからこそ、先ほどまだ1年もたっているのにということを言われましたけれども、調整をいろいろしながら、こういういきさつを確認しながら、過去のことでもありますので、そういうものを可能な限り、やはり調整をして、これから先、子供たち、あるいは利用者にとってとてつもない負担がかからないようにやはりしていかなければならない。そういう面での公平さというのもつくっていかなきゃならないのでありますから、先ほどから申し上げていますように、今これからしようとしていることについて、計画をつくることはもちろんそれはできると思いますけども、過去のことについて整理をしていくというのはいささか時間がかかっている。これはもうかかっていると言われても仕方がない。事実かかっているわけですから。やらなきゃならない。難しいけれどもやらなければ先へ進まないというのがありますので、今やっているというふうにお答えをしているわけでございます。

○議員（米山 知子君） スポーツ少年団の活動の仕方もいろいろ変わってきております。変わってきていることはわかっているんですね。じゃあなぜ2年前にこの徴収を始めるときに、スポーツ少年団からも電気料をとろうというときに、全体的に見てそれをとられなかったんですか。もうこのときにはすでにやってるんですよ。少年野球とか、ナイターで。ソフトテニスもナイターでやってるんですよ、公園で。なぜ安直に施設内のインドアのスポーツの分だけで考えて、スポーツ少年団全体をなぜ見なかったんですか。そうすると、なぜスポーツ少年団から屋内競技でとるのかということも検討されたはずですよ。当然、屋外のスポーツ少年団もあったわけですから、これは過去のことじゃない、たった2年前ですよ。2年前の状況というときには、もうすでに現在の状況とほとんど変わらないはずですよ。

そこはどうしてでしょうか。2年前に徴収を始められたときに他の全体的なスポーツ少年団について考えられたんでしょうか。

○教育長（佐藤 賢一郎君） 議員の御質問にお答えをいたします。

当然、そのとき、使用料改定等の動きがというか、出されておりましたので、もろもろそれは検討はしたはずでありますけども、実際、この過去のこういういろんな施設を私的にと言いましょうか、いわゆるその団でここに示されているような形で、使用しているということの調整等も手間どったのではないかなというふうに思います。また、この料金につきましては、使用料という、いわゆる使用電力量に基づいての考え方が少年団活動、いわゆる自校の体育館等を子供たちが、自分の学校の体育館をその地区内の子供たちが活動するという少年団活動が、本来の、もともとの姿であったというふうに理解をしております。そういう点

で、自校の体育館等施設を利用する面については、使用料をとってなかったんでは、これは私の推論でありますけども、こういうことがずっと続いていった。ただこれが特別な、違う場所を使うときになって、そういう可能性がいろいろ出てきたと。中学校の体育館も新設をされた。両中学校の体育館、それから改善センター、広さが同じであるこういうところの料金見直しも当時されていたようではありますが、そういうもろもろのことがあって、料金の、使用料の見直しが、改訂がされ、財政逼迫の中、収入という面で見直しがされて、こういう点での不備があったことは、これはここにあるとおり、ばらつきがあったということは認めざるを得ないわけでありますので、それを整理させていただいて、今のような形になってきているというふうに理解をしております。

○議員（米山 知子君） 何かわけがわからないような、私、理解ができないんですが、私、言っているのは、結局教育総務課が支払っている、一応スポーツ少年団は管轄が生涯学習課ですよね。一方の施設については教育総務課ですよね、学校施設というのは。そのこの意思の疎通がなかったんじゃないですか。生涯学習課で使用料徴収条例を見直した結果、スポーツ少年団からも徴収しようということになったと、そのときに使用料徴収条例の中に載っているのは屋内競技だけしか載っておりませんので、屋外のスポーツについては全然気がつかなかったと、しかも実際にお金も生涯学習課のほうからは出てない、教育総務課から出ておりますよね。こういうところの役場内の縦割りで考える姿勢がこういうことが起こってきているんじゃないですか。今見直されているということですけども、これは、徴収をするということは町民にとっては負担を強いることになってるんですよね。徴収は、今までしてなかったことをするという事は、負担を増やしているわけなんです。それについて、十分な説明がされて、納得をした上で徴収を開始されたのか。ただ説明はしましたと。使用料徴収条例を見直しましたら、スポーツ少年団は体育協会の下部組織ですから、体育協会は使用料を徴収しますので、スポーツ少年団からも徴収します、条例ですから。その一言で徴収が始まったと聞いておりますが、これが町民が納得ができないので、請願になってあらわれたり、こういう、私はそれでどういうなってるんだろうなと思って調べましたら、結局、屋外スポーツに関しては全くこれは関係してきてないというようなことになってきたわけです。

ですからスポーツ少年団というものの原点を考えていただきたいと思います。原点について十分にまた考えていただきたいと思います、きょうはもう時間がありませんので。

次に金額のことについていきますが、前回の質問時に町長がそれぞれに助成はしてると、スポーツ少年団に助成はしてるということでしたけれども、町の補助金が年間40万、スポーツ少年団には出ております。ところが、先ほど教育長からの答弁にありましたけれども、徴収金額が66万6,414円です。電気料として徴収してるのがです。確かにいろんな事務手続、登録をするための、これは全国組織ですから県や国への登録も要りますので、その登録の事務手続きだとか、あるいはスポーツ少年団の結団式であるとか、指導者講習会であるとか、そういうことは役場が事務局になっていただいていることは私も知っております。です

けれども、本当にこの40万助成しているからスポーツ少年団もしているじゃないかということが言えるんですか。一方では活動のための施設使用料に対して、66万もスポーツ少年団から徴収しておりながら、補助金は40万円です。この辺いかがでしょうか。町長、お願いします。

○町長（内野宮 正英君） 見解の相違で話がまとまっていかないというように聞いているわけでございます。確かに電気料と補助金とを一緒に話されるというのはちょっと無理がある話ではないかと思います。やはり教育という意味合いで言えば、こういう関係の助成だけでなく、いろんな助成をしながら、子供の体力増強を含めて、その対応をしてきているわけでございます。ですから、そういう意味合いで申し上げれば、確かに補助金よりも電気料のほうが多いじゃないかというのがありますけれども、それをもう一緒に考えて、損するというのはこれは無理のある話だというふうに思います。

ただ、先ほどから御意見がありますように、若干、問題としては屋内、屋外という問題があると。それから団員の数によってその負担割合が当然変わってくると、こういう状況があると。ほんならそれを団員が少ねえなったからそっちを引き下げるかというのは、これは基本的に言えば問題があると、これは条例との関係だということになるわけですけど、無理があるということでございます。そういう意味合いで、一部活動を減らして対応されているということも出てきてるわけでございますけれども、それらを、負担というものを考えるなら、やはりいろんな工夫というのをやるしかないというふうに思いますが、例えば平日は当然でできないわけでございますけれども、また時期によっても屋内競技ですとできないというものもあるかもしれませんが、それぞれの団体がいろんな工夫をしながら、やはりやっていくということが非常に必要なことではないかなと思っております、と言いますのは、先般、教育総務課のほうで、これらの問題について意見をいただきました中にも、やはりみずから負担すべきだという意見もありますし、いろいろな考え方があります。そういうことでございますので、やはり条例は条例として、運用をしながらやっていかないといけないと、このように思っております。

これを、こういう状況からすれば、若干問題もあるなというふうに、教育総務課で支払っているもの、それから団で払っているもの、いろいろあるようでございますけれども、これはすべてがスポーツ少年団という形になっておりますので、ここあたりの屋内、屋外の整理というのはする必要があると、このように思っているところでございます。

○議長（川越 忠明君） 休憩します。10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（米山 知子君） どの少年団においても、よりよい環境のスポーツ施設の確保ということは活動の前提条件であり、各小学校の施設やグラウンド等、その競技を行う上で環境面や安全面を第一に考えた活動を行っております。これは去年の6月に出された請願書の中の趣旨です。そうですね。スポーツを行う場合に、よりよい環境のスポーツ施設の確保ということがどの活動でも大事なんです。それがないと活動できないわけです。その施設の確保というのは、どういう工夫をしようにも工夫のしがないわけです。中の運営面は工夫のしようがあると思います、それぞれで。ところが、施設に関しては工夫のしようがないと思うんです。

その施設をどうスポーツ団に対して確保してやれるか。そこが私は行政の姿勢だと思うんです。もし、スポーツ少年団の趣旨、目的、そういうことを川南町が本当に認識をしていらっしゃるんだったら、よりよいスポーツ施設の確保をどうしたらしてやれるか。ソフトは地域でいいんです。工夫で何とでもなります。施設はどうにもならんのです。そこが川南町の姿勢だと思います。子供の、子供を育てるということに対しての川南町の姿勢がそこにあらわれてくると思うんです。

ちなみに、この近隣、東児湯5町、新富、高鍋、木城、都農、いずれも財政的には似たようなものだと思います。豊かなところは木城町が豊かだといわれますけれども、豊かだから特別なことをしております、木城町は、子供に対して。それはそれでいいと思います。あそこは金持ちやからしてもらえるっちゃわでいいんですけど、そのほかのところに関しても、スポーツ少年団の町施設利用については無料です。なぜ川南だけが有料にするんでしょうか。そこまで財政が都農や高鍋よりも逼迫していると言えるんでしょうか。どこも似たような、都農も高鍋も川南も私は似たようなもんだと思います、財政的には。どこも豊かなところはありません。その中で高鍋や都農、新富、無料にしている。川南はなぜ無料にできないのか、そこに子供をスポーツを通じて育てようという意識の差があるんじゃないかと思いますけれども、お金の面ですから町長そういう点についてはどうお考えですか。

○町長（内野宮 正英君） ちょっと御質問の趣旨からすると、私はちょっと理解しがたいんですが、これはそのやはり両方意見があると思うんです。やはり一部は負担をすべきだという考え方もあり、あるいは今言われるように、他町が無料だという条件のところもあると。

ですから、すべてがほんなら川南と同じかということそうではない。やっぱりいろんなほかの施設的な面においても、それは川南のほうのはるかにすぐれている子供の教育という立場から対応しているというものもあるわけがございますので、そういう子供を健全に育てていくという立場というのは何もスポーツだけじゃないわけがございます。そういう意味合いから言えば、やはり先ほどから教育長もずっと繰り返し申し上げておりますように、やはり公平、公正化というこの観点、あるいはこの相対の、子供さんの総数の大部分が入っているんだと、こういうことならば、これは行政としてもそれなりの負担をしてやっていくというの

は、これは大事なこともかもしれません。しかし、これは全体の数の中から言うと、やっぱり今でも基準料金の70から75%を減免をしながら対応をしているということでもありますので、これは両方の意見があると思います。

しかし、基本的には負担をいただくということで条例的に決定をいただいているわけでもありますので、それは御理解をいただきたいと思います。

○議員（米山 知子君） 川南町が他の町よりもすぐれて子供のためにしてることもあると。まああるかもしれませんが、それはまた次の機会にゆっくりとどういうことをしてらっしゃるのか、お聞きしたいと思いますが、結局負担が今、子供たちの一部の人しか入っていないと。それに対してどうかというようなことですけれども、スポーツを体験させて心身ともに健康な子供を育てようというのが「ですから皆さん、スポーツ少年団に入ってやりましょうよ」と「スポーツをしましょうよ」というのが一番の姿勢でないといけないと思うんです。今、少ないから、それはおかしい。補助するのはおかしいんじゃないかというのはちょっとおかしいと思います。実際に使用料をとることになって、負担は増えてるんです。そういうことが現在スポーツ少年団の団員数が減少しているのに、さらにそれを増加させるんじゃないかと、やはり経済的負担が大きくなると、それに拍車がかかります。そうなるとお金が出せる人でないとスポーツはできないのかという極論にもなるわけです。そこを行政として、何ができるかと。「皆さんスポーツをしましょうよ」と。「スポーツを通じて子供って育っていきますよ」と。

もちろんスポーツだけではありませんよ。心豊かに育てるためにはスポーツも芸術も、いろんなことを私は体験させることが大事だと思いますので、その中でスポーツも芸術も何でもやりましょうよと、ノーベル賞の根岸さんもおっしゃいましたよね。いろんなことをやってみて、自分がこれがやりたいと思ったことを一途に進んでいくことだと。きょうの新聞に載っておりましたね。子供というのはそうだと思います。いろんなことを体験させて、そしてその中で自分が好きなこと、やりたいことっていうのに進ませる。それがこころ豊かな大人、心豊かな子供を育て、ひいては大人に育っていくんじゃないかと思うんです。その一つの場所なんです、スポーツ少年団というのは。一番手近な、自分が通う学校の中で組織されている。学校と組織は別ですよ。その地域の中で組織されているという一番身近なスポーツができる団体なんです。そこにたくさんの人を、たくさんの子供たちをやろうよと誘うために、どうしたらいいか、それが場所の確保である。それに対して、行政はどう援助するかっていうところは私は言ってるんですけども、残念なことに高鍋、ほかの町村は町村だと、川南町は川南町だからそういうことはわかっているけれども、やっぱり条例があるからとるんだということであれば、もうこれは子供に対しての教育と言いながら、実際はそれは絵にかいた餅、理想論でしか終わっていないんじゃないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） どうもそんなに飛躍された発言をされるというのは私は理解ができないんです。そうじゃないんじゃないですか。やっぱり教育というのは、これはスポー

ツだけではない。これはいろんなものが複合して教育というのはあるわけですから、そういう観点からやはり議論をしていかないと、スポーツ少年団がそうじゃから教育はどうなんだという話に飛躍されると、これはやっぱり学校においても、これは体育の指導も当然行なわれているわけでありますから、それを越えた、やはり目的を持ってスポーツ少年団としてはやられている部分というのが、これは大人もそうですけど、大体多い。これはそれで一つの目的をもってあるわけでありますから、それはそれでいいんですけども、やはり基本的な心の問題、体の問題というのは、これは学校教育の中で行われてる部分というのが大部分なわけであります。ですからそこスポーツ少年団の活動というのはやっぱりちょっと違いがあるということだと思います。

しかし、それを軽く見ているとかそういう立場ではありませんで、やはりそういうことを目指す子供さんがやりたいと、こういうことについてはやっぱり、助長していくことが必要なことは当然のことでありますので、そういう面については、やはり施設等を含めて、町がやってるものが足りないかと、こういうことならまた話が別でありますけども、現実的に言えば、大きな大会とかというのはできないにしても、それなりの施設としては整備がされているというふうに理解をしているところでありますので、これもずっと何か、幾ら議論をしていただいても先ほどから教育長が屋内、屋外の問題等を含めて、今検討を進めているということですので、それをもってまた改めて議論をいただきたいと、そのように思います。

○議員（米山 知子君） まだ検討中ということですので、それに大いに期待をしたいと思います。屋外、屋内を含めてということですし、大人と子供の分もありますし、大人と子供の料金が同じであっていいのかという分も含めて検討していただきたいというふうに思います。

もう時間がちょっとありませんので、スポーツ少年団にいつでもどうもすれ違いで私、今の町長の一言言われたことにも、ちょっとまた一言返したいんですが、私、施設があるとかないとか言ってないんです。現在ある施設のなかで、それは確保されているわけですから、それを使わせてもらいたいと、施設が足りないかは言ってないんです。今ある活動をさらに活発にするためには行政としてはどう援助するか、活動の場の提供です。それはしてるとおっしゃいますが、してるということが、結局大人と子供が一緒にいいのか、減免は大人も子供も一緒です。差はないんです、大人も子供も。

○町長（内野宮 正英君） 今、米山議員の議論、ちょっと言われることは電気料についてどうだと、こういうことでのこういうことでの御質問だと思うんです。それが中心で言われているわけであります。先ほど申し上げましたように、教育長もそういうことでちょっと問題がある点がわかったので検討すると申し上げておりますので、それで最終的には提案をすることになると思いますので、その時点で検討いただきたいと思います。

施設の提供というのは、これは先ほど施設があるないという話をしてるんじゃないとおっ

しゃるけれども、施設のことがあるわけです。おっしゃることは電気料だけの問題をおっしゃってるわけですから、そういうことですから施設としてはそういう提供をしますよと、ただ電気料の問題点がありますということを言われた話なので、それは先ほどから教育長が検討しますということを言っておりますので、それをちょっと待っていただきたいと思います。

○議員（米山 知子君） じゃあ大いに検討を期待したいと思います。公平性という面も徴収されることになるかも知れません。そこ辺が川南町の子供を育てるということに対しての、私は姿勢というのが外にあらわれることだと思いますので、ぜひその点を十分に御配慮の上、検討をしていただきたいと思います。

パーキングエリアについてちょっとお聞きしたいんですが、今確かに私もこの活用検討委員会の前段階のワーキングというのに参加しているわけで、いろいろ皆さん方意見が出ております。NEXC Oが一応集約型ということではいけるんじゃないかというところまでいってるんですが、そのさき、今もさっき教育長がおっしゃいました、いわゆる地域の物産のPRをしていけるような施設にしてしたらどうだろうかというようなことですけれども、そこなんです。NEXC Oができることというのは実はもうある程度限定されて言われているんです。ですからワーキングの中でも、せっかく集約型にしてもらったんだから、それを一歩進めて、この地域の物産を発信できるような場所、それから地域をPRできるようなところにするにはどうしたらいいかと、さっきちょっと建物についても言われましたけれども、具体的にはその建物はどうするのかと、だれがつくるのかと、その辺まで実は話も出てます。自分たちでしないといけないものなのか、もう行政はどこまでやってくれるんだろうか、もう行政に期待はできないんだろうかと。

実際にあそこ、全部で3ヘクタールあるわけです。そして1.5ヘクタールのほうに集約型の施設、駐車場とトイレをつくれそうですので、残りが1.5ヘクタール、侵入の道路とかを除きますと1ヘクタールぐらいが本当の空き地として利用できると。そうなったときに、じゃあそれを利用するために、また道路以外のものが何か出てくるんじゃないだろうかと、そういうことも出ております。

非常に皆さん、いろいろ地域をいかにしたら活性化できるかということについて議論をされているんですけれども、やはりつまずくところはそこなんです。一体どこまで私たちは自分たちでできるんだろうか。そこらあたりを当事町ですので、町長のお考えを、今の構想でも結構ですので聞かせていただけたらと思います。

○町長（内野宮 正英君） 当初御説明申し上げましたように、基本的に集約型というんですね、御存知の一方側だけを利用する、そのために上り下りともそこにいけるような道路づくりにするということが、まず基本的にこれはもうNEXC Oとも合意をいたしております。また、私たちもそれじゃないと両方につくるということは、これはなかなか問題があると、利用上ですね、利便性にかけるということがあります。

それから、高速道に入らないと利用できないのかという問題がありますので、外から車は入れませんけれども、人は入れるという形のことを考える必要がある。そのためには周辺に駐車場が必要になるということでもあります。これは、やはり町としてもそういう一つの情報発信基地的な正確を持たせるためと、一般の方も高速を走らんでも利用できるような形に整備をするということでは、土地の取得が必要になるというふうに思っております。

それから、あとどういうものやっていくのかというのは、基本的にはやっぱり民活でやる必要があると考えています。まあ実際にいろいろ森林組合だとか、県のほうにもそういうようなことについての相談といいますか、いろんな事業をどう組み立てていくかという問題になりますので、そういうことについて、県なりNEXCOなりに、NEXCOは基本的に出さないということなんですけど、相談をしながらやっていっているところでございます。もう少し具体的な、どういうものをつくっていくかと、またどういう利用方法をするかという問題があります。例えば24時間やるのか、これはもうパーキングみたいに24時間やるのか、あるいは時間的にやるのか、あるいは曜日ごと、あるいは週ごとにどのようなイベントをやっていくのかとか、そういうような、より、もう毎日あるというのは基本的に難しい分野もあると思います。そういう意味合いから、どういう運営が、サービスができるのかということ、今から検討していかなければいけないと、そう思っております。

例えば、この前、新富町のあれがございまして、ちょっと課長が来てまして話したんですけど、新富にはそばが有名じゃあなと、じゃからそれをやるにしても24時間やるのか、じゃなくて時間的にあるいは曜日でやるのかと。いろんなやり方があるので、やれる、やはり民活でやるということになりますとやっぱりやれる方向での検討をしていくと。そのためには一方ではPRというのが大事になるということでございますので、十分、ワーキングのグループの皆さんのいろんな御意見があると、また出てくることを期待をいたしておりますし、基本的には施設問題等は別にしましても、基本的には民活でやっていただくという方向で進んでいきたい、そう思っております。

○議員（米山 知子君） 世の中の流れとしては、ほとんどのところが民間でやっているところ、もうそういう流れになってきておりますので、それは当然のことだと思いますが、最後に今町長がおっしゃったその施設とかは別にしてということですけども、それはいろんな県や国の事業なんかをある程度想定しながらと、そこまでは民活ではないというふうに理解しててよろしいんでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） 100%あるかどうかという問題があります。まあ過去、ほかのところではそういうことでかなり施設負担はゼロでやってきているところもございます。ですから、今回の川南パーキングの場合は延岡から大分からですか、山之口までそういう施設がないという実態がございまして、そういう意味合いでは魅力あるパーキングじゃないかなと思ってるわけでございます。

そういう意味合いで、県のほうもかなり努力をしてくれておりますので、そこがどの程度

の事業の取得ができるのかという問題があります。ありますので、ただ、これは川南にできますから川南が中心にならざるを得ないという実態もございます。そのためにはよその町村もより参加をいただくことによって、ともに建設をしていくような方向は検討しなきゃいけないと、そう思っております。ただ、全くゼロなのかというのは、これは将来、例えば家をつくる場合でも、年に何ぼずつか負担をいただくというのはあり得るかもしれませんが、できるだけそういう努力はしていきたいというのが今の状況でございます。

○議員（米山 知子君） 最後に、埋却地周辺の水質検査ですけれども、125カ所の場所に、今まで2回、実施をしたということですが、これは何月と何月に実施されたんでしょうか。

○環境対策課長（黒木 秀一君） 米山議員の御質問にお答えします。

1回目が4月30日に初日やって、9月3日に終わっております。2回目が9月30日から12月2日で終わっております。

以上です。

○議員（米山 知子君） 大変長い期間にわたって125カ所を検査をされてるようなんですが、これをこれから3年間にわたってやるということは、1カ所、1カ所について、いわゆる年4回ということは3カ月に1回だと思えます。それを各箇所に応じて、これは前のときには4月にしたから、1回目4月だったから、じゃあ2回目は7月だとか、これは8月にしたから2回目は11月だとか、そういう形で今後もされていく予定ですか。

○環境対策課長（黒木 秀一君） 基本的に3カ月に1遍を予定していますので、今後は、先ほど言いましたように1月、3月と、来年以降は6月、9月、12月、3月を予定しております。

○議員（米山 知子君） わかりました。それでは最初は埋却をした日がばらばらでしょうから、どうしてもばらつきがあるのは、これはいたしかたないことだと思いますので、ただこの検査の目的が、その時その時の検査データが問題なのではなくて、埋める前と結局時間を追って経過した後、どう変わっていくかという、その過程というのが、私は一番大事なことではないかと思えます。ですからそれを見るためには、確実にしていけないといけない。そういう意味からすると、今おっしゃったように、もう125カ所ありますが、1月中に必ず125カ所全部を回ると、4月に125カ所全部を回るといようなやり方になっていくんじゃないかと思えますけど、そういうやり方でしょうか。

○環境対策課長（黒木 秀一君） 米山議員の御質問にお答えします。

一応、1月におっしゃりましたとおり125カ所を一遍にやるという間隔でいきたいと思っております。

○議員（米山 知子君） そのときに、検体の採取に職員でやるということですが、実際の職員の稼働としてはどうなんでしょうか。漏れがなくできますか。

○環境対策課長（黒木 秀一君） 125件ありますけど、1日20カ所から25カ所ぐらい回れ

ますので、平均して6班ぐらい必要になってきます。今、2班ぐらいつくっても3日間ぐらいで終わると思いますので、十分対応できると思います。

○議員（米山 知子君） 検体の採取っていうのを職員がするとなると、あとを検査機関に検査を出すわけですが、その費用というのはどの辺から出ていくんでしょうか。予算的にはいかがですか。

○環境対策課長（黒木 秀一君） 予算的には2分の1、県が負担してますので、残り2分の1が町の負担になっております。町予算的には、今、一応1件当たり5,250円かかりますので、必要になってくると思います。

以上です。

○議員（米山 知子君） 上水道については4カ所の検査と、確か言われたと思いますけれども、それで間違いはないでしょうか。

○議員（米山 知子君） ない。その中で4カ所というのの場所をもしわかったら教えていただけますか。

○上下水道課長（河野 秀二君） 4カ所は、鵜戸の本水源が3カ所、西の別府水源が1カ所、合わせて水源が4カ所になるもんですから、その4カ所について、先ほど町長側から説明がありましたように、任意で3項目の追加を、原水ですね、対して、6月以降毎月行っております。約半年過ぎましたけれども、現時点では何ら水質の変化は起こっていません。

以上であります。

○議員（米山 知子君） 私は水道に関しては非常に素人ですので、ちょっと素人っぽい質問になると思うんですが、鵜戸の本の水源は深いというふうに伺っているんです。どちらかというと水というのはやっぱりそういう埋却のもし、影響が出るとなると、浅い水源のところにしやすいと、しかもだんだん低いほうに流れていくと思いますので、山のほうよりもむしろ下のほうがちょっと気になるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○上下水道課長（河野 秀二君） 米山議員の御質問にお答えします。

一般的に、地下の地層の厚みが影響する部分もあるかと思いますけれど、おっしゃいましたように鵜戸の本水系については、地下60メートルから115メートルの井戸の深さは3本あるわけなんですけれど、ここから汲み上げて、ひとつにまとめて鵜戸の本水系として配水を給水しているわけです。

それから、西の別府水系につきましては、伏流水と言いまして、約10メートル程度の浅い井戸なんです。深さからいきますと、確かにおっしゃるようなことが懸念される場合もあるかもしれませんが、先ほど御説明しましたように、今回の口蹄疫で、発生に伴う原水の水質検査の3項目が詳細につきますと、電気伝導度率とか言うんですけど、水に溶けている物質の割合を示す項目なんですけど、それが1ポンプです。それから、石灰をたくさん使っていますので、石灰が地下水に含まれる検査、それからビルコンをたくさん使っています。こういった石灰とか、ビルコンとか化学物質は地下水に混じってないか、以上3項目をモニ

タリングというんですか、経過観察をするように、6月から、さっきも言いましたけど、毎月行っていますので、水質検査をする専門の部署にもう一度確認をいたしましたけど、地下水についてはおおむね二、三割の変動はありますよと、一般的な検査の項目として、これが例えば10倍とか、20倍とかぽんと突出したときには要注意ですよ。ですから、そういった毎月の水質の変化の経過を見ながら、もしちょっとでも増えたとすれば、数値が上がったとすれば、専門機関、もしくはまた県の窓口であれば、保健所と連絡を取り合って、対応していくことは、常に連絡を取り合っていますので、今そのような経過観察をしておりますので、御報告いたします。

以上で説明を終わります。

○議員（米山 知子君） 十分に注意をされてなされているようなんですが、これはさきの埋却地周辺の井戸水については3年間というふうな期間が、一応決めてありますけれども、この上水道については、機関的には追加項目はどの程度予定してらっしゃるんですか。

○上下水道課長（河野 秀二君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、期間は定めておりませんが、経過を見ながら、データのその数値によって判断をしていきたいというふうには考えております。

ですから先ほど言いましたように、一般的には地下水二、三割の変動はあると聞いていますので、そのあたりの徴候が出なければ、例えば1年でやめるのか、2年でやめるのかわかりませんが、現時点では期間は決めておりません。

以上で御説明を終わります。

○議員（米山 知子君） これで一般質問を終わります。

○議長（川越 忠明君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。

5点について質問します。

第1問は、保育所運営は町の基本的な事業の一つです。だれもが安心して子供を産み育てられる環境と施設の整備は町行政の根幹をなすものであると言っても過言ではありません。本町の平成18年に公表された集中改革プランでは、財政の厳しさから「可能な限り民間活力の導入や民営化へ移行することにより、行政事務業務の効率化とスリム化をはかり、歳出経費の削減に結びつける必要がある」としています。

その具体化として、平成21年4月から、十文字保育所、ことしの4月から東保育所が民営化されました。小泉政権の構造改革に基づいて決められた民営化優先の施策は多くの自治体で破綻し、見直しが行われています。これ以上の民営化や統廃合は決して本町の発展につながらないばかりでなく、行政能力を低下させ、町民との協力、協働のまちづくりにも逆行することになります。

第1に町立保育所の存続の意義についてです。

本町では、町立5カ所と私立3カ所の認可保育所に約550人の乳幼児が保育され、通浜児

童館、子育て支援センターなど、児童福祉法適用外乳幼児の支援対策を含め、保育に係る町として役割を果たしています。私立保育園も町の保育料補助や入園調整など、町立主体のもとで保育水準の維持、向上を図っています。こうした保育の現状や歴史的経過、地域住民との連携を無視して本町の小学校区に欠かせない東保育所や十文字保育所を手放したばかりでなく、さらに野田原と記念館を統合し、山本は小学校存続の間は町立でとか、山本と記念館を統合して川南病院付近に新設して民営化とか、野田原、山本、記念館の3つを統合して山本小付近にとの案もあるとの説明を聞きました。

今回も町立を廃止して民間にゆだねようとしています。残るのは中央と番野地ですが、町立運営の根拠も展望も示していません。町立保育所の意義をどう見ているのか、川南町の保育をどう充実させるのかが大事で人件費削減が目的の安上がりの保育の追及は断じて許すわけにはいきません。自治体に求められる公的責任を果たし、子供たちが生まれて初めて受ける社会保障である保育を充実させる、そうした立場に行政が立てるかどうかが大きく問われています。町長に伺います。

次に第2問、畜産業の壊滅的被害と復興への課題です。

川南町にとって畜産業は、町の農業算出額（約200億円、06年統計）の5割強の107億円を占める中心的な産業です。この「畜産の町」での畜産行政の壊滅的大打撃は、畜産農家と流通などの直接の関連産業はもちろん、町民全体の収入減をもたらし、商店街等の小売業、サービス業などを含め、町の経済全体に多大な影響を及ぼしています。

今後の課題としては、再発、感染拡大防止対策として、①口蹄疫ウイルスの海外からの侵入防止、②早期発見と届出、③感染経路の検証、④埋却地の確保と管理などがあり、今回の発生拡大の教訓として家畜伝染病予防法の不備と国の責任の不明確さなどが多くの専門家や関係者から指摘されました。特に対策本部のあり方と単位自治体である本町との関係も必ずしも効果的な機能を発揮できなかったと思われます。家畜伝染予防法の抜本的改正に向けて国と県にどのような要望、提言をしていくのか、お伺いします。

本町では、毎月20日を消毒の日として一斉消毒を行っていますが、どのように行っているのでしょうか。口蹄疫からの復興は国の交付金で国が責任を持つことが基本だと思います。しかし、国の復興支援については極めて不十分だと思いますが、どのように考えておられるのか、今後、どのように対処していかれるのか、町長に伺います。

第3問、子宮頸がん等ワクチンに公費助成をについてです。

9月議会で同僚議員の質問に対して「検討したい」と答弁しています。11月23日の宮日新聞では、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用を来年度、公費で助成するかどうか全国の市区町村に聞いたところ、回答した自治体の3割近くがすでに助成の方針を決め、6割が検討中とのことでした。

厚生労働省は本年度の補正予算に自治体が助成事業を行う場合、費用の半額を国が負担する事業を盛り込んでいます。川南町としてどのように検討したのか、お訪ねします。

第4問、鶏ふん発電事業に係る既存施設の利用問題についてです。ブロイラー鶏ふんを焼却して発電を行う宮崎バイオマスリサイクル（MBR）が川南町登り口に立地操業を開始して5年以上を経過しています。児湯食鳥、丸紅、ホワイトファーム等、県内400農場から年間13万2,000トンもの大量の鶏ふんが集められ焼却されます。焼却発電による騒音や、大気汚染だけでなく、MBR操業以前にこの地で行われていた鶏ふんの発酵処理等の悪臭が完全に消えるか、注目されてきました。

質問の1つは悪臭の根絶の課題です。悪臭の原因がMBR関連の既存施設であることはすでに確認されており、町の改善要請にもかかわらず、なぜ悪臭が絶えないのか、MBRの立地と稼働によって鶏ふん処理を目的とした既存施設の事業目的は終了しているはずです。町長の認識をお聞きします。

2つには、本事業は平成15年7月本町の県への進達を経て認可された事業です。周辺地域との公害防止協定だけでなく、川南町との立地協定を締結し、行政としての監視勧告等責任を果たすのは当然です。その立場から川南町とMBRの立地及び環境保全協定書が結ばれています。

MBR立地の目的、地域住民と共存できる企業活動について、町の指導方針をお聞きいたします。

第5問、新茶屋溜池付近の整備についてです。

平成19年の12月議会でもお聞きしましたが、再度お尋ねします。

新茶屋溜池は、下流域の水田用水の源として大きな役割を持っています。町道新茶屋新橋線347を横断する水門で調整され、萌牟田川に流水され、水門から河川に通ずる部分では河岸が激しく侵食し、付近の住宅地の崩壊が起きないか心配されることから、過去にも幾度か関係者から要望していますが、水利権者の水門管理問題として対策は講じられてきませんでした。19年の回答は、現地を調査したが、もっと河川災害復旧を急ぐところがほかにもたくさんあるとのことでした。

町内では何カ所あって、どれぐらいの復旧率か、いつまで待てばよいのかお尋ねします。

以上、5点について質問いたします。

○町長（内野宮 正英君） 内藤議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず第1点は保育所運営は町の誇れる事業、公的責任を果たせと、こういうことでございますけれども、基本的な考え方から言えば、児童福祉法第39条1項の規定に基づいて、この保育事業というのは行われていることはもう御案内のとおりでございます。当然、これらの保育事業を支えていくにはこれが町営であれ、民間の保育所であれ、これはこの目的に沿って実行していくということになります。

さらに、今回、民営化を行う中で、延長保育とか休日保育とか、あるいは一時預かり等もこの実施をしていくとこういうことの中で、現在取り組みをいたしておりますが、前回の町立との関係で申し上げれば、保育定数もふえ、また、それぞれ指導いただく保育士の皆さん

方も充実をして、現在では特別なこの問題が発生しているとかいうようなことはございませんので、今後とも町立保育所と同様に、民間の委託保育所につきましても、指導をしていきながら、保育の目的に沿うようにやってまいりたいと、こう思っております。

また、一方、この民営化したから、その町の手から離れているということではございません。措置、委託ということで保育業務の主体につきましては、町であることは変わりはないわけですので、これは御理解をいただく必要があると思っております。

さらに、今後の計画につきましては、確かに集中改革プランに基づく経営の合理化、効率化という問題もあるかと思いますが、施設の老朽化の問題、あるいはそれぞれの地域での児童数の減少等の問題がございます。そういうことを考えた場合には、やはりその施設を統廃合するということと同時に、この民営化を行うことによって、財政負担というのは大幅に減ってくるわけですので、そういうことで検討をしていると、ただ、すべてを民営化するかというのはちょっと問題をもあるかというふうに思っておりますが、そういう観点の中で、検討を今後とも進めていきたいと、こう思っております。

それから、畜産業の関係でございますが、導入状況につきましては、後でちょっと担当課長から12月6日現在の導入の状況については御説明を申し上げますけど、支援につきましては、導入、9月の議会で可決いただいております牛、豚に係る導入助成をこの申請を手續の説明を行っているところでございますけれども、この状況によっては、やはり足りるのかどうかというのが課題としてありますが、またその時点でまた検討をいただきたいと、こう考えております。ただ、基本的な助成措置というのは、これは当然、固定をした形でやっていく必要があるというふうに思っておるところでございます。

また、消毒器とかそういうものの、町におきましては助成をしているとかいろいろございますけれども、町では県の防除機を対応をして、現在は消毒を行っていただいているところでございます。それから、預託事業の関係であります。これは町のほうも委託者に対して、指導といいますか、文書でお願いをいたしましたことは、やはり十分話し合いをしていただかなければ、これはもう解決する話ではありません。

そこで、これに対して、行政がどうだこうだというのは、これはやはり行き過ぎの点もありますので、いたしませんけれども、基本的には、やはり経営再開ができるように頑張りたいと、こういうことを申し上げておりますし、また一方では、預託ですので、供給する事業については、これは当然町としては助成の対象としてやっていくということで、考えているところでございます。そういうことから、十分な話し合いをやっていただく必要があるというふうに思っております。

それから、クリーン豚の導入であります。これはオーエスキー病という問題点もございますので、ようやく口蹄疫発生前に、クリーンな地域として完成しつつあった矢先の口蹄疫発生ということでございますので、今後やはり、口蹄疫等の病気の問題は非常に流産だとか、いろんな病気を併発するというところで、一方では生産性を引き下げるという問題、ございま

すので、やはりクリーンな、豚にしても牛にしても導入をしていくと、そういうことが必要でございます。そういう立場に立って指導をしながら現在行っているところでございます。

それから、埋却地にかかる問題であります。基本的には補修作業も、埋却当初の陥没等については、その都度対応してきたわけですが、基本的に埋却地のくぼみ等につきましては県が実施をするということでございます。それで、やはり問題があるところについては早くやるように要望をいたしているところでございます。でないと、非常に迷惑をかけることになるということでございますので、またさらに県に対しても申し上げていかななくてはいけない課題かと思っております。

また、用地の補償の問題につきましては、実測を行って、その上で面積を確定をして、支払をすると、こういうことになっておりまして、この作業が現在行われているところでございます。また、非常に遅れているということについては、非常に問題があるというふうに考えているところでございます。

それから、5番目の最終報告についてであります。口蹄疫に係る検証委員会等の問題もございまして、一応、報告がされたわけでございますけれども、発生原因、初発の発生原因が特定されていないと、できないということが、やっぱり今後の防疫という意味合いでは非常に問題のあるところでもあります。そういう点におきましては、今後の、児湯郡で行いました防疫対策、あるいは埋却地の問題、それからその補償の問題とか消毒の問題とか、いろいろな課題があるわけでございますけれども、やはり最終的にはやっぱり国家防疫としての役割を国、県、町、農家、こういう段階ごとにやはり明確に定めるということがまず必要だというふうに思っております。

そういうことで、今後検討されるというふうに思っておりますが、ただ、やはり経験から言えば、点の防除ではどうにもなりませんと、やはり面的な防除を、消毒なり殺処分なりそういうようなことをやらないと、今回はやはり点的な防除をやっていたと、しかしその時点ではほかの地域にやっぱり入っていたんじゃないかというような問題等もございまして、今後の検討課題の中ではそこあたりが一番問題だと思っております。

今回、日本におきましてもはじめてのことだったという観点から、やっぱり点的な防除で対応してきたということについては、やっぱり大きな問題がある。

それから補償というものが明確に定められていないと、このこともやはりワクチンの接種等に関しては問題があったというふうに思います。そういう意味合いでは、やはり国家防疫としての観点から、そこあたりも含めて、明確に定めていくことが必要ではないかと思っておりますし、またそのようなことを申し上げてきているところでございます。

次に、子宮頸がんの問題につきましては、国のほうでも新たな対応、動きが出てきておるわけでございます。22年度、今年度の補正という問題もあったわけございましたけれども、まだ、医師会との単価調整とか予診表等の調整が十分できていないという状況から、23年度から取り組む方向で検討を進めているところでございます。

次に、鶏ふんの発電事業に係る既存施設の利用問題についてでございます。これまでもいろいろと協議をしながら、また、このメンテナンス、いろいろ対応もいただきながらやってきているわけでございます。先般、若干メンテナンス時に問題があったと、こういうふうに聞いているわけでございますけれども、許可権者であります県と、どうこうしながら指導を行なっているところでございます。

今回におきましては、事業所側の対策として、消臭剤の導入とかそういうものをして、より苦情が発生しないように努力をしていただいているところでございますので、その、今後の結果を期待し、その対応を継続して実施していただくように指導をしていきたい、このように思っております。

それから、新橋のため池の問題でございますが、これは以前の質問でもいただいております。今回、以前調査段階と今回の調査の段階ではほとんど変わっていないという状況だというふうに聞いております。したがって、今後、そういう調査を続けながら、必要性がある、何とかしなきゃいけないと、こういう段階がまいましたら、これはやはり前向きな検討が必要であるというふうに考えておりますが、現段階においては現況調査をいたしましたけれども、そう問題はないと、こういうことで、判断をしております。今後の推移を見ながら、整備の必要性等を検討していくということにさせていきたいと考えております。

以上です。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤様の御質問にお答えいたします。

家畜導入状況につきまして、繁殖母牛でございますが、67戸の農家で635頭の導入が完了しております。6分の1というような数字になっております。酪農牛でございますが、6戸の農家で132頭の乳牛が導入されております。これも同じく6分の1の状況でございます。

肥育牛につきましては、5戸の農家で284頭の導入でございますが、これにつきましては以前と比べて20分の1の導入状況ということでございます。

続きまして、母豚、豚のほうでございますが、9戸の農家で1,002頭の母豚の導入がございます。これにつきましては10分の1ということでございまして、合計しまして87戸の農家で導入が完了しておりますけれども、合わせて2,053頭ということになりますけれども、これは正常値、4月の段階での4分の1の導入ということでございまして、状況の中では、特に繁殖牛につきましては、現在韓国のほうで発生しておりますので、ちょっと足踏み状態という状況が見受けられるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（川越 忠明君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時21分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 保育制度のあり方をどう見るのかですが、町は公的保育の実施責任を放棄してよいかという問題です。入所状況は町立の定数345に対し、22年度349人、充足率101%です。児童人口減少傾向の中で、乳幼児が町立で保育されているのは、やはり町民の信頼、期待のあらわれではないかと思います。

1つは、現行制度は民営化になった十文字も東も町立も町に申し込み、保育料徴収基準により保育料を収め、所得によっての応能負担制です。保育料が支払えないからといって、保育サービスの差別はされません。ところが、直接契約方式は保護者の選ぶ保育所と契約を結び、保育園の諸規定に基づいて、保育料や保育サービスを受ける方式です。

2つには、最低基準の撤廃、現行制度は施設の面積や乳児室など、設備の基準を初め、職員数、保育時間と内容など規定して、公費で運営されます。これらの基準を取り払い、低水準にして、国と自治体の負担を減らす。

3つには企業参入、営利追及の場にしたい。いずれも保育の公的責任をはずすものです。町長は民営化しても町の実施責任を果たすと言いますが、保育の公的責任というのは、施設を税金で行うという財政責任、2、最低基準を決めて管理する管理運営責任、3、公共機関が直接に保育を担うという実施責任の三つを内包するものでした。

民営化や民間委託は、このうち直接には実施責任の放棄に当たります。保育の実施責任というのは、保育の質や内容にかかわる公的責任を公共機関が負うということです。この場合の責任は住民のニーズにこたえて保育の実施を行うという責任、つまり応答責任です。この応答責任は、保育内容にかかわる専門性を含みます。公立保育所を通じて、保育に要求される専門的内容を地域に保障し、また、充実させていく責任が自治体に問われるのです。改編されたら、その公的責任が果たせなくなります。町長に伺います。

○町長（内野宮 正英君） 民営化したから公的責任がどうだということにはならないと、そう思っております。実際的にそれぞれ利用いただいております皆さん方からのいろんな苦情とか、問題とかというのは、受けておりませんので、やはり適正な、町立保育所と変わらない保育がされているというふうに理解をいたしておるところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 増大する保育需要に対応できず、無認可並みにするのが公平だとする考え方の改編です。無認可保育所が職員配置の制約を受けないことや、保護者の所得によらない保育単価による料金によって、保育園経営をしています。今度の改編は、公立も私立も無認可並みにして、公的負担の削減と営利化を進める道です。改編を止めることが先決だと思いますが、町長、いかがですか。

町は通浜児童館、子育て支援センターを運営しています。通浜は学童保育も併設して、通山地区の子供センターの役割も担っています。子育て支援センターでは児童福祉法第24条の保育に欠ける家庭以外の子供さんとのふれあい、父母の保育技能の支援などを目的に中央保育所に設置されています。中央部に限らず、町全体の、父母、乳幼児が利用できます。子育て

て支援のネットワークの役割を担い、町内の各保育所とも連携して、保育の多様な要望にこたえていけると思います。町の保育事業の課題は今後とも一層大きいではありませんか。いかがですか。

○町長（内野宮 正英君） おっしゃるとおりだと思います。これは子供をより健康で健やかに育てるという責任といいますか、これが児童福祉法にあるわけでございますので、その目的に沿って町が申し込みを受けて、そして保育料とかいろいろ定めた料金でやっていくという意味合いでは、これはもう措置者としての責任を果たしてやっているというふうに理解いただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 山本、野田原記念館の廃止、民設、民営の計画です。集中改革プランでは施設面や充足率などで、統廃合を示しただけでした。去年の3月の説明会では3つの保育所を廃止して、民設民営の120定数の施設を建設するとしていました。

11月30日に集中改革プラン、保育所統合民営化の協議がなされ、3つの案が説明されました。

1 案、野田原と記念館を統合して川小付近に新設して民営化する。この場合、山本は小学校のある間は町立で存続。

2 案、山本と記念館を統合して川南病院付近に新築で民営化する。

3 案、山本、記念館、野田原の3つを統合して山本小付近に新築して民営化する。山本地区を始め、野田原でも記念館でもその地域にとって歴史的な愛着、かけがえのない福祉資源です。30日の集まりは少ない人員でした。

10月18日に関係者に案内され、11月30日の集まりです。出欠の確認はなされたのでしょうか。丁寧な案内をしてほしいと思います。形式だけでは困ります。関係地区の理解や、町内の公共施設の配置について、議会や地区の基本的な協議のいる問題ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○町長（内野宮 正英君） 御意見は十分理解できます。この前開催させていただいたのは、より多くの皆さんに出席いただきたいことは当然でありますけれども、やはり一つの意向をやっぱり伺いながら、そして最終的にはそれぞれの地区の皆さん方と御相談をしていくということにしていくわけでございますので、一つの過程の中の一つの会合を開催をしたというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） これまでの民営化の説明の中では、町立には補助金が来ないとの誤った説明をしてきました。町長は基準財政需要額に算入されていると答弁されました。施設建設費についても町立には出ないというのも偽りです。

運営費、施設整備費、ともに一般財源化されました。地方の裁量権を認めるように、補助負担金の一般財源化を迫ったのは、知事会と市町村長たちでした。基準財政需要額ですから、町税など自主財源によって、地方交付税の総額は変わります。

しかし保育にかかる需用額は保育単価を積み上げた支弁額として積算されています。保育

所の運営に必要な費用は、保育単価を積算した税金の支出で支えられています。つまり、国と自治体の折半による税金によって、各保育所は運営されています。これは公立保育所も民間保育所も同じです。利用者の支払う保育料は各保育所の金庫に入るのではなく、自治体財政の一般会計諸収入に組み込まれます。

公立、町立であれ、私立であれ、制度の仕組みから見ると、保育所は親からの保育料を稼いで運営しているというものではないわけです。誤解があるといけませんので伺います。

○町長（内野宮 正英君） 施設建設につきましては、これはもう町が建設する場合は出ないと、これはもう明確になっております。

それから、その基準財政需要額に対する算入があるんじゃないかという御指摘であります。相対的なその費用、個々の措置費とかそういう部分でなくて、施設が幾つあるとか、どの程度の保育児があるとか、そういう一般的な運営を行うための費用については、基準財政需要額に参入されているということですが、措置費等については基準財政需要額でなくて、その費用として国県から措置をされるということでもありますので、ちょっともう少し調べていただきたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 町政への信頼についてです。

公立保育所の職員は行政の一員として業務に従事します。入所者、家族だけでなく、地域の住民の相談にも対応し、他の行政機関との連携も密に行うことができ、地域住民の利便と安全を守る役割も果たしています。民営化は財政的な問題だけで、これらの有機的機能を失うことになり、コスト削減どころか、新たなコストを生じることになりかねません。

民営化された十文字、東保育所の運営状況の把握はどのようにしているのか。特に、保育業務に携わる職員の雇用状態と、保育等待遇面の調査を行っているのかお訪ねします。低賃金で定時間労働が強られるようでは、保育業務そのものに支障を来しかねませんし、何より経験を積み、報告技術の向上を身につけることができません。2つの保育所の民営化でどのように変わったのか、そのことによって失ったものはないとお考えでしょうか。伺います。

○町長（内野宮 正英君） 職員数等、これは当然、基準児童数、あるいは年齢等によって、その基準を満たすようにされていると、これは御案内のとおりであります。そういう観点からは十分基準を満たしているというふうに理解をしております。ただ、賃金的な問題については、これはやはり私どもが当初委託しましたときの町の臨時職員等々の賃金と差がないように処置をいただくということでやっておりますので、それはその時点よりも下げているということはないというふうに思っております、これは町立保育所でも同じというふうに考えております。

そういうことで、民営化したから下がったとかということにはなっていないというふうに理解をいたしておるところでございます。また、問題点というのは先ほど申し上げますように、特別伺っておりませんということでございます。

○議員（内藤 逸子君） 保育所の民営化は、決められていることで、反対しても仕方がないといきりめを聞きます。住民の納得のいく合意なしには強行すべきではないとの立場です。何よりも保護者の皆さんが町立保育所への信頼と町立だからこそ率直に意見が言えるのです。こうした町民の声こそ、町発展の原動力ではないでしょうか。保育を巡る状況も措置制度を崩し、父母と保育施設の直接契約の制度導入に動き始めています。保育の市場化、営利化を食いとめるためにも、公的保育の運営と実施責任を果たすよう責任ある答弁を求めます。

○町長（内野宮 正英君） 先ほどからも申し上げますように、保育事業というのは、これは児童福祉法に基づいて、これは民間であれ、町の施設であれ、運営をしているわけでございます。

また一方では町民の意見を十分聞くということについては、**多賀**にしましても、東保育所にしましても、特に東はいろいろな御意見がありまして、10数回にわたって説明会を開催をして、実施をしてきているわけでございます。現在、その当時の役員の方とお会いしますけれども、その当時の意見というのは全くありません。かえってそのときよりもあいさつもよくしていただきますし、私は十分理解をしていただいているんじゃないかと、このように思っておるところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 第2点の畜産業の壊滅的被害と復興への課題です。

ようやく安全性が確認され、11月1日から牛、豚が入っています。川南町内の導入状況をお聞きしましたが、規定どおり適用されてもとに戻るのはいつごろなのか伺います。

○町長（内野宮 正英君） まだまだ韓国でしたか、中国でしたか口蹄疫が出た、また四国のほうで鳥インフルエンザが出たということで、中にはもう1年ぐらいたってから導入したいという方もいらっしゃると思います。そういうことでありますが、今の状況からいうと、全体では牛で4分の1、豚で20分の1ぐらいという状況でございますので、そういう国との状況関係も含めて、導入が検討されるのではないかと考えております。

一方では、やはり最近の話題でありますTPPの問題、これらも考えると、ちょっとこれは考えにやいかんというようなことを言われている方もございます。そういう状況でございますので、この9月の予算でも説明しましたように、少なくとも5年という歳月はかかるというふうに思っておりますが、状況からしますと、恐らく3年程度では導入が終わるんじゃないかなと、こういうふうに私自身は思っておりますが、農家の皆さん方のいろいろなお考えもありますので、その推移を見ながら対応をしていくことが必要だと、このように思っているところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 預託農家の支援措置について。

9月議会でもお尋ねしました。基本的には当事者同士の話し合いとしながら、町としては預託主に再開をお願いしているとの答弁でした。しかし、町内の預託農家は口蹄疫発生に伴う手当金等配分調停申し立てを行っております。預託主は交付金の配分調整を求める法的根拠、

根拠法令と県や家畜協会が預託主を指導する法的根拠を示すことを求めています。私どもの共産党国会議員団の質問書に対する政府答弁書では、経営再開の支援金は所有者からの委託を受け、事業を営んでいる者に交付するとしています。

このことから、当事者間の話し合いの解決は難しいのではないのでしょうか。川南町として、国に確かめて預託農家が安心して再開できるよう支援してほしいと思います。どのように今後対応していくのか、伺います。

○町長（内野宮 正英君） 今、調停が行われているという段階でございます。私たちの立場からすれば、やはり預託農家の皆さんが経営再建ができることが、これは絶対望ましいわけであります。そういうことなんですけれども、やはり委託農家と預託農家の信頼関係がなければ今後とも再開してもうまくいくはずはないわけでございますので、そういう意味合いでは、今回の裁判沙汰のところもあるようでございますけれども、よりよい方向で決定がされることを期待をしているということでございまして、これに町としては委託を始めるということに対する助成措置は行くと、こういうことのスタンスでおるわけでございますので、それから先にどうするか、こうなさいということをするのは、これは個人経営に介入することになりますので、介入はできないと、こう思っております。ただ、ぜひ再開していただきたいということは申し上げているところでございます。

○議員（内藤 逸子君） クリーン豚導入問題について質問します。川南町内では、病気にかかっていないクリーンな豚を導入していくと決めたそうです。クリーン豚を川南町では導入と決まったとの報道で、町外の委託主が再開しない、手を引くと言ってきたそうです。預託農家は明日にでも再開できると準備を進めてきたが、クリーン豚導入の話で再開できない、だれがこの責任をとってくれるのかと質問がありました。町長の見解を示してください。

○町長（内野宮 正英君） やはりこれは法的規制がどうのこうのということではありません。やはりこれだけの被害を受けたわけですから、新たな新生川南の畜産ということを目指するためには全畜産農家がそのことを理解してやっていただくことが必要だということを申し上げているわけです。なら入れたから何か罰則ありますかって、それはなんもありませんけれども、しかし、長い将来に向かっての、やはり今後の畜産をやっていく上で、特に今からTPPの問題とか、あるいは今回の中で、せっかく病菌がなくなったわけですから、これを新たに無菌豚でないものを入れて、発症するということになると、これは全体の利益が損なわれるわけでありますので、やはりそれは理解をしてやっていただきたいと、こう思っております。

○議員（内藤 逸子君） 預託農家の再開が安心してできるよう、適切な対応を求めて次に移ります。

埋却地の管理と用地保障についてお尋ねします。

まず管理について。前回質問しましたが、3年間は掘り起こしたりできない、農地として3年後に使えるよう石を拾ったり、草を刈ったり、見回りをしながら管理していくとのこと

でしたが、まだ石が山積みになっているところ、横に積まれていたり、目で見てもこのままでは畑に使えないと思います。とにかく急いで埋めることが最優先されたので、畑に戻すまでにはある程度の深さまで重機を入れて石を取り除いてもらわないと、ほったらかされたら自分の力で畑に戻すことは困難です。埋却地について、自分の土地に埋却したところ、共同埋却したところなどいろいろです。自分の牛や豚を埋却した土地について、末端にまでいき届いていない、埋めたり、埋めさせてもらったり、嫌な思いをしている人もいます。埋却地周辺への配慮もお願いします。「説明は聞いていない」とか「いつの間にか隣は埋却地になっていて、畑に石や岩が落ちてきた」など不満の声があります。環境調査をしていますか。

「埋却地の用地補償の説明も畜産農家すべてにしていきたい。共同埋却したので当然土地の持ち主へ用地補償はされていると理解しているけれど、自分は何も説明を受けていない」という人もいます。お互いにトラブルのないように町が責任をもって指導してほしいと思います。どのように対応しているのか伺います。

○町長（内野宮 正英君） 埋却地につきましては、ちょっと今聞きますと、きのうから石の問題とか、陥没しているところの問題とかという作業の対応をきのうから実施をしているそうでございます。

また、補償金の、用地補償の問題というのは当然、個人はもちろんですけど、共同埋却をされた皆さんについてはやはり説明の要はあるかというふうに思いますので、それはそのように対処していきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 最終報告をどう受けとめるのかについてお尋ねします。

去る11月24日に農林水産省の口蹄疫対策検証委員会が最終報告しました。今回の防疫対応の問題点が11項目と今後の改善方向が11項目出されています。町長はどのように受けとめたのでしょうか。伺います。

○町長（内野宮 正英君） この、実際に体験をしたという立場からは基本的には国家防疫としての対応が迅速にできるようにやっぱり法的な整備をやらないと問題があると。それから先ほども申し上げましたけれども、国県、そして市町村、それから農家の役割分担というのをどうするのかということ等がやっぱり問題と。それか、最初の段階ではやはり埋却地の問題とか消毒の問題とか、そういうような問題がある。あるいは人の移動、車の移動、こういうようなことの規制にかかる関係についてやはり権限をどうするのかと、すべて国まで上げなければ、あるいは県まで上げなければ許可ができないと、そういうようなことではとてもじゃないけど今回の経験から問題があったというようなこともございます。そういう意味合いで、国道であっても県がやれるようなシステムとか県道であっても町がとめることができるようなシステムだとか、そういう権限的なものとか、やはりそういうようなことがまず大事なことはないかというふうに思っております。しかし、まだまだいろんな問題が出てきます。今回の補償とか、補助とか言う問題にしても、ほんなら消毒に係る施設をつくると、そういう場合に補助があるのかということ今のところでは口蹄疫にかかる問題としては実際に

はないと、こういうようなことでございます。ですから、まだまだいろいろの課題があるわけでございますけれども、一つずつやはり詰めていって発生したときに十分な対応ができるような形を、やはり構築していくことが必要じゃないかと、このように認識をいたしております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 次に、第3点目、子宮頸がん等ワクチンに公費助成についてです。

始めの回答では、国のほうの新たな動きが出てきている、医師会とかの関係もありますが、23年度からということで検討を進めているとの回答でしたが、子宮頸がんでは毎年全国では8,000人が亡くなっているとのニュースを聞きました。案外身近でも子宮頸がんの手術を受けたと聞きます。子宮頸がんでは亡くなる方が多いが、こうした状況をどう受け止めているのかお尋ねします。

○町長（内野宮 正英君） 川南でも過去3名ほどあるというふう聞いてるわけですが、これはすべて検診でかかったということでございます。そういう意味合いからは、婦人検診等、健康基本検査を含めて実施しているわけでございますので、より多くの皆さん、できるなら全員の皆さんが検診の年齢も引き下げて実施をしているわけでございますので、受けていただくということに努力をしていくことが必要じゃないかと、こう思っておるところでございます。そういうために保健師体制も充実、整備をさせていただいておりますので、それらを含めて今後の対応をしていきたいと、このように思っておるところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 日本の子供たちにとって最も恐ろしい感染症に細菌性髄膜炎があります。この感染症は2つのヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種によって、8から9割の細菌性髄膜炎を防げるとされています。しかしこのワクチンは高額で、親にとってかなりの負担となります。細菌性髄膜炎の初期診断の難しさは、見た目は風邪に似ていること及び髄膜検査をしないと診断を確定できない点にあります。そして、赤ちゃんの場合は症状も訴えられないし、熟練した小児科医でも発症したばかりの元気に走り回っているような髄膜炎の子供を的確に診断するのは難しいと言われてしています。

細菌性髄膜炎は日本で年間1,000人近くが発症し、約5%が死亡、インフルエンザ脳症の2倍以上のお子さんが亡くなっている計算になります。さらに4人に1人が脳機能障害など重い後遺症が残る、子供たちにとって恐ろしい感染症と言われます。

ヒブワクチンは7,000円から8,000円、肺炎球菌は1万円、このワクチンを2から7カ月未満に3回接種、1年後に1回追加接種、計4回の6万8,000円となります。子供がたくさんいる家庭ほど負担も多くなるということになります。

海外のワクチン先進国と比べると、ワクチンのない日本に生まれたばかりに救えたはずの命が数百人、そんな状態がこれからも続くことなど許されないと、細菌性髄膜炎から子供たちを守る会が2006年に会をスタートさせて、この間、厚生労働省や衆参議長あての署名を届け、ようやく補正予算枠から1,000億円を都道府県に基金として設置し、市町村が実施する

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン、そして子宮頸がんワクチンの公費補助事業への国費助成を含む予算案が先月の11月16日に衆議院本会議を通過しました。これは、2012年度からの定期接種化に向けての確かなる橋渡しとなる予算化です。

しかし、公費での実施時期はまだ未定で、髄膜炎は待ってられません。川南町でもワクチン助成をしていただきたい。町長の見解を伺います。

○議長（川越 忠明君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時53分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議員（内藤 逸子君） 議長。内藤逸子。

○議長（川越 忠明君） すいません、答弁のほうから先に。

町長から答弁をお願いします。

○町長（内野宮 正英君） 細菌性の髄膜炎の関係でございましたが、最終的には医師会との関係が必要でございますので、その結果によっては来年度、検討をしていきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 23年度から助成事業に取り組むということで期待をしております。それと川南町の出生数を見ますと、平成18年は170人、19年は169人、20年が154人、21年が134人です。川南町で生まれる赤ちゃんに対するワクチンの助成を要望して次に移ります。

第4点ですけど、鶏ふん発電事業に係る既存施設の利用問題についてです。悪臭の原因が宮崎環境保全農業協同組合、通称宮環の発酵処理施設、その他とされています。宮環施設については、そこに持ち込まれ鶏ふんの管理と移動による悪臭の発散ですが、なぜここに大量の鶏ふんが保管、滞留するのでしょうか、去る10月、地域住民の要望で町は現地調査をしたはずですが、現時点の鶏ふんの保管数量は幾らですか。その理由は何ですか。お答え願います。

○環境対策課長（黒木 秀一君） 現在入っている数量ですけど、14ブースある中、現在1ブース確認しております。

○議員（内藤 逸子君） 14個中一部ということですか。聞こえなかったようです。もう一回言ってください。済いません。

○環境対策課長（黒木 秀一君） 14ブース中1、14分の1ですね。1ブース入っているということです。

○議員（内藤 逸子君） MBRが地域住民に約束した確約書には水分調整のための使用は一切行わない。定期検査時にホワイトファーム系の仮保管は最小限に抑え、地元代表に事前連絡、シートで覆い、周辺住民に迷惑をかけないとしています。果たして約束は守られてい

るのでしょうか。定期検査は10月2日から22日まで行われていますが、検査終了後も答弁のとおり、定期検査時よりも減少はしていますが、まだ大量の鶏ふんが堆積されています。こんな状況が何年も繰り返されて、住民の企業不振にもなっています。環境保全協定書、既存施設にかかる確約事項に基づいて町の厳正な処理を要求いたします。お答え願います。

○議長（川越 忠明君）　しばらく休憩します。

午後1時05分休憩

.....

午後1時06分再開

○議長（川越 忠明君）　会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○環境対策課長（黒木 秀一君）　現在行っているように、今後も県と一緒に指導を行なっていって、事業所等も消臭剤の導入などを講じていただいておりますので、今後ともそのように検討、対応していきたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君）　悪臭の原因がMR B 関連施設にあるのは本来許されないことです。各系列化の持ち込み鶏ふんは悪臭を外に漏らさない、搬入口に受け入れ大気汚染のないのを強調してきました。しかし、悪臭の原因が関連施設の鶏ふん処理であることは、企業としての重大な背信行為であります。地元地域の環境保全に関する確約書に基づいて、MB Rに強く要求すべきです。いかがですか。お答え願います。

○議長（川越 忠明君）　しばらく休憩します。暫時休憩します。

午後1時07分休憩

.....

午前1時09分再開

○議長（川越 忠明君）　会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○環境対策課長（黒木 秀一君）　内藤議員の御質問にお答えします。

既存施設についてはメンテナンス時については既存施設に入れるということですけど、それ以外についてはもう入れないということを20年度に伝えているということです。

以上です。

○議員（内藤 逸子君）　現在も臭いから質問をしているんですけど、MB R 行きの鶏ふんではなく、発電原料とは別の目的の鶏ふんの持ち込みの疑いはないのか、定期検査時の一時保管とは別に発酵処理による堆肥化、また、MB R 枠外の鶏ふんを原料とする独自の企業活動はないのか、事実関係について、町の見解をお聞きいたします。

○議長（川越 忠明君）　暫時休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時14分再開

○議長（川越 忠明君）しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時14分休憩

午前1時24分再開

○議長（川越 忠明君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○環境対策課長（黒木 秀一君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

現在ですけど、発酵処理はされていないことを確認しております。ただし、焼却の原料として、水分調整をしている事実があります。このことについては地元確約書に抵触している状況です。よって、今まででも地元の確約書どおり指導していますが、今後とも町としての見解をもとに指導してまいりたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 宮環の以前からの畜ふんの発酵処理施設について、当初目的以外の企業活動については町の承認と地元の同意要件に当たるのではないのでしょうか。MBR立地構想と地元同意に当たっての事業推進者の山下商事社長は、MBR操業による中間処理施設の使用は中止すると確約書に示しています。14年5月17日。また、宮環の発酵施設、炭化施設に搬入されたホワイトファーム系の鶏ふんはすべてMBRの発電燃料に変わるのは百も承知で事業を承認したと思います。ブロイラー鶏ふんによる宮環の企業活動は終息したと思いますが、町の認識ではまだあると認識していると思うんです。いかがですか。

○議長（川越 忠明君） 質問の相手が町長になっておりますのでひとつよろしく願います。

○町長（内野宮 正英君） これは確約書等の関係、また当初のMBRを設置する段階からずっと問題になってる課題であります。私としてはやはり事業体はそれぞれ違うんですけれども、やはり一体的なものとしてやっぱり環境を守るということは、これは必要なことだと思っております。そういう意味の中で、ただ、ホワイトファームの場合、その施設を持っていないと。このことがホワイトファームもいろいろそういうことに係る施設を建設する等の検討はされた経過があるわけでございますけれども、一部では補助事業を受けて乾燥施設をつくっておった関係がございまして、またこれが補助事業との関係等もあるということから、そのMBRのメンテナンス時等の最低限の使用ということできたわけであります。それで、その中でさらにその臭いを出さないようにということで、いろいろな施設も整備をされた経過があります。確かにそういう意味合いで言えば、協定に対して問題があることは事実ではないかと思えます。

ただ、そういうことにならないように一生懸命努力はしていただいているということは認めていただきたいと思ってるわけでございます。さっき、当初説明申し上げましたように、消臭対策等についてもいろいろと工夫をしていただいているわけでございますけれども、以前のように長期にわたってそれがあるという状態ではないと、こういうふうに思っております。

それで、基本的なことで申し上げれば、許可権者であります県との関係で指導を地域の皆さんから苦情等あった場合は即対応していくと、こういうことで対応させていただいているわけですが、基本的なことは協定書等にありますようなことをやはり守っていただくというのが原則でございますので、これは今後とも指導をしていくようにしていきたいと、こう思っております。

○議員（内藤 逸子君） 宮環の鶏ふんの炭化施設及び発酵施設は平成5年国庫補助事業で設立し、発酵施設は町内の畜ふん処理の名目で町の補助条例に基づいて2,600万円余の補助金が支出されました。しかし実態はホワイトファームの鶏ふんは年間2万5,000トンの内、炭化施設には9,000トン、残りの1万6,000トンは発酵処理に回っていたことが判明しました。

町の補助金交付に違反していないのでしょうか。町として厳正な対処を求めると同時に、こうした経過を不問にして今日なおこの発酵処理施設が町外の鶏ふん取り扱いの拠点になっているとすれば、町行政の無策振りが問われることになります。いかがですか、町長さん。お答え願います。

○町長（内野宮 正英君） そうというような発酵処理をやめることによって、悪臭をなくすると、これが炭化処理です。そのことがやはり大きい問題であったわけであります。そういうことから炭化処理については中止をしていただいたと、こういうことであります。

ただ、その後の施設の利用という意味合いでどうするかというのは、県のほうともまたホワイトファームとの関係においてもいろいろ協議がされてきた経過の中ではその目的外使用の検討をいろいろされたことがあるわけでございますけれども、それが利用という意味で適当な施設利用方法が見つかっていないというのが今の段階ではないかと、そう思っております。

やはり炭化処理であれ、あるいは水分調整的な意味であれ、これは、悪臭を出すことは、これはそこだけの問題でなくて、全体そうでありますけれども、問題があるわけでございますので、これは都度やるじゃ間に合わんじゃねかとおっしゃるかもしれませんけれども、やはりこれは企業体の協力ができない話でございますので、極力出さないようにいろんな対策を講じていただくことを指導していくということが重要ではないかと、このように今の段階では思っているところでございます。

ただ、将来に向かってやっぱり何らかの利用方法を検討いただくこともホワイトファームとしては重要なことではないかと、それが補助金等の目的外使用という意味合いでかなうち言いますか、問題の解決ができる話になると、こう思っておりますので、そういうこと等も

含めた方策を検討いただくようにしていただかなければならないと、そのように思っているところであります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 中間処理施設の使用中止に係る地元住民への確約書は山下商事の事業も当然含まれています。MBR操業以前の山下商事施設には児湯食鳥ほか3万7,000トン余が集められ、中間処理と最終処分が行われてきました。最終処分には自営農場への大量散布も行われてきました。その取扱量がすべてMBR発電原料に移行しているのか、自営農場に使用する別枠があるのか、明確なお答えをお願いします。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在のMBR建設当時の鶏ふん発酵処理におきましては、今御指摘のとおり山下商事、それから宮崎環境保全農業協同組合、この施設で発酵処理及び宮崎環境保全農業協同組合では炭化处理という処理が行われてまいりましたが、このMBRの建設計画の中で焼却処理を行うというようなことから、山下商事での発酵処理、これにつきましてはずっと調査もしてまいりましたけれども、行われていないという実態ではございます。

ただ、その施設自体は産業廃棄物処理施設でございますので、その他の処理というのがまだ、現在されていると。その事実は確認しておりますので、それにつきましては先ほど環境対策課長が申しましたとおり、消臭剤の散布なり、悪臭の防止という観点からいろいろ努力いただいているというふうには認識しております。

こと鶏ふん処理に関しましては、今、答弁したとおりでございます。ただ、先ほど環境対策課長、申しましたとおり、宮崎環境保全農業協同組合が補助を受けて鶏ふん処理を平成6年に始めたわけでございますが、発酵処理は行わない。ただし水分調整が行われている現状がございまして、先ほど環境課長が申しましたとおり町としての見解は先ほどの答弁のとおりでございますので、平成6年当時の補助の件に関しましても、その当時の状況の中からは当然補助があって、処理を適切にやられる内容を確認した上での補助をしていたというふうに私は認識しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 悪臭の原因である既存施設について問うてきました。既存施設についてMBRの確約書は関連企業に対しても指導、監督並びに改善調整を行うとし、確約内容についてMBRとして責任をもって履行すると結んでいます。

昭和年代から、この地で行われてきた畜産関連事業や鶏ふん炭化处理を経て鶏ふん発電事業にいたる経過は、企業活動と環境保全の両立を目標にされたと思います。同時に地域住民は汚染された生活環境の浄化に期待し、それを条件に同意を示してきました。地域社会地と共存できる企業活動になるよう、町の適切な対策を要求いたします。

それと、先ほど回答された消臭剤を導入するようにしたいとの報告があって、その結果を待ちたいということでしたが、その効果を検証し、再度指導していただきたいと思います。

地域住民はずっと我慢しているんです。そのことを改善していただきたいということでたびたび私、いやだとは思いますが、皆さん聞くのも嫌だな、同じことを何遍もって言われますけど、改善されれば質問することはありません。ぜひ、改善を指導していただきたいと思います。町長の答弁をもう一度お願いします。

○町長（内野宮 正英君） 炭化处理をやっていたときからすると、相当改善はされてきているわけでございます。しかしながら、やはり一時的なそういう発生があるという事態がございますので、さらに企業体に対しましては指導をして、より地域の環境保全ができますように協力をお願いしてまいりたいと、そう思います。

○議員（内藤 逸子君） 私たち地域住民が安心して生活ができる、洗濯物が外に干せるとか、単純なことなんですけど、そのようにお願いして次に移ります。

新茶屋溜池付近の整備についてです。

新茶屋溜池付近には、珍しい植物等があるとのことで、川南湿原同様、川南町の宝として保護する必要があると思います。新茶屋溜池をどのように認識していますか。お尋ねします。

○町長（内野宮 正英君） 希少植物もあるというのは伺っているわけでございます。しかし、実際には御承知のようにあれほどの予算をかけて整備をしているわけでございますので、そこをひとつ、やはり守っていくというのが現在の状況じゃないかと思います。また、これらの現在の状況では、以前と状況が変わっていないと、こういう状況からすれば、むしろあまりいろいろ工事をやることのほうが自然破壊につながると、こういうことも言えないではないと思います。したがって、今後の状況は常に観察をしながら、整備の必要性がある場合はそういう植物も守っていくような形での整備を行うということでの検討を今後していけばいいんじゃないかと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 質問から3年たっていますが、この新茶屋溜池は菅原地域の大事な水源で、公共的な役割があります。水利組合任せでは済まない問題なんです。ため池の周りの道路が住宅地に向かって低くなっていますので、この調整口はとても大事な役割があるのです。大雨のとき、この調整口によって住宅は洪水の被害に合わないで済むのです。計画的な復旧を要求して、災害復旧の場所が川南町には何箇所ぐらいあるのかをちょっと最後にお聞きいたします。

○建設課長（村井 俊文君） 内藤議員の御質問にお答えします。

河川の管理につきましては、一級河川は国土交通省、二級河川につきましては宮崎県、それと川南町に準用河川が1本あります。これは河川法、または河川法を準用して管理をしております。それで一、二級、準用河川を除いたその他の普通河川につきましては、ほかのところでは条例を定めて管理をしているところもございますが、本町では条例を定めて管理をしておりません。

しかし、台風とか異常気象で河川が災害にあったときには河川付近の農地の受益者の方と

か、発見者の方から連絡を受けまして、災害復旧の採択申請を出しているところでございます。それで今担当のほうに聞きましたところ、去年、ことしは災害に該当する箇所としては確認はしておりません。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) ありがとうございます。終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で一般質問を終わります。

日程第 2 議案第62号 「第5次川南町長期総合計画基本構想について」

を議題とします。質疑はありませんか。

○議員(林田 幸雄君) それでは、第5次川南町長期総合計画基本構想についてお伺いをしたいと思います。この第4次長期総合計画の中に答申がついておるわけですが、この答申、3点意見が付されております。行政の効率化を図るうえで、広域処理や広域合併は、今後重要な政策課題と思われるが、町民の理解と総意を念頭に、望ましい行政サービスの向上に努めていただきたい。それから、少子高齢化が進行する中、本町産業は極めて厳しい状況にあるが、今後さらに地域の活力が低下することのないよう、福祉の充実、産業の振興、住環境整備のため、施策を推進し、活力ある本町の将来像の実現に努めていただきたい。それともう1点、東九州自動車道に設置されるサービスエリアの整備については、道路利用者のみならず、町民の利用活用により地域振興が図られるよう、その施設内容の対応に検討いただきたいという意見、以上3点意見が付されております。この10年間でどのような検討が行われてきたのか、特にこのサービスエリアにつきましては、今パーキングエリアということで対応が変わっておるのかなというような気もするわけですが、この10年前の公式な書類の中でサービスエリアということで位置づけられて答申の意見が付けられておるわけですから、この当時はサービスエリアとしての検討がなされておったのかなと思いますけども、そこらあたりも踏まえてですね、10年前、前町長の時に検討されて策定された長期総合計画でありますけども、現内野宮町長が2期8年の中でこの問題についても真剣に取り組まれてこられたと思います。どのような検討が行われ、またどのような対応をされてきたのか、そういったことがどのように検証されて、この第5次の長期総合計画に生かされているのか、町長にお伺いをしたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 川南パーキングの問題は、今ご指摘のようにですね、まだ高速道が建設に入る前、インターチェンジをどこに作るかと、こういう検討の段階で、川南にもインターチェンジが欲しいということで、同時にサービスエリアとしての要望が重ねられてきたという経緯があるかというふうに思います。そういう中で、インターチェンジの場所が決定を受けて、結局現在の川南のパーキングの予定地は、インターチェンジができないと、こういう形になったと、こういう流れではないかと思います。そういう流れの中で、宮崎インター、清武から宮崎インター等ができて、それからこっちの方が西都まで開通する前の段階ですね、宮崎～清武からこっちが進む段階の中から、もうインターチェンジは川南にはできないと、こういうことの中で、サービスエリアとしての広い3ヘクタールの面積が確保されていたわけでありまして、サービスエリアはできないと、こういうことから、パーキングという形になってきたと、こういう流れがあるようでございます。で、そういう中で、制度的にはですね、ETC での乗り入れは、将来交通量の状況によっては乗り入れができるようなことは可能だと、こういう状況でございます。それでもう決定された話でありますので、米山議員からもご質問ございましたけれども、どういう施設として利用していくのかということに今は全力をあげるというような段階になっていると、こういうことでございます。問題はインターチェンジが川南にはできないということがサービスエリアをどう活用するかという方向へ転換せざるを得なかったというのが大きな理由かなというふうに

思っておるところでございます。

それからですね、広域の合併はもう林田議員もご案内のとおりでございます。広域合併が現在あんまりできてないわけでございますけれども、それらに向けてのいろいろのですね、電算的なシステムの統一とか、そういうようなこと、あるいはできるだけ5町はいろいろなことで歩調を合わせてやろうじゃないかということでの検討とかですね、そういうようなこと、あるいは広域的にやった方がいいようなこと、例えば葬祭センターとかですね、ごみ処理施設だとか、そういうようなもの等はできるだけ広域でやっていきたいと思います、こういうようなこと等は進んでいると。しかしながら、合併という問題についてはちょっとなかなか困難な状況ではないかなというふうに思っております。

また、少子高齢化の問題があったようでございますけれども、これはですね、本当に人口の減少とともに少子化が進行していると。これは働く職場の問題とかですね、いろいろ理由はあるわけでございますけれども、今後ともこれは非常に大きな課題だと思います。人口増をどう図るかというのは大きな課題でございますけれども、高速なり、あるいは環境の問題なり、そういうものがある程度の解決ができるというようなことになればですね、またちょっと変わった側面もあるんじゃないかと、このようには思っているところでございます。ただ、今後の福祉政策等については非常に高齢化、10年後には30%くらいの高齢化になるという時代が来るわけでございますので、そこいらを踏まえた対応が具体的にいえますね、必要なことになるというふうに思っているところでございます。

○議員(林田 幸雄君) この答申の中に意見が付されておりますけれども、この意見をどのように捉えてどのような対応をされてきたのか、またそのことがこの4次の検証、4次の長期計画実現の検証がどうされてきたのか、されてきて第5次にどう生かされているのかということを聞いたかったわけですが、ちょっと細かな点に入られて答弁をいただいたようですけれども、あわせて答弁もお願いしたいわけですが、次の第5次長期総合計画についてもですね、意見が4点、この答申の中に付されております。住民参画、協働の面から、町民と行政が一体となった行政運営の実現に努められたい、これは第4次の中でも町民の理解と総意を念頭にということで、同じような意見が付されております。それから、基幹産業である農林漁業を生かした雇用の創出につながる施策の推進に努められたい。希薄化する地域コミュニティを活性化させるような施策の推進に努められたい。進展する情報化社会に対応した仕組みづくりに努められたい。今回の第5次については、以上4点の意見が付されておるわけですが、まず第1点目として情報化、ICT化への取り組みとして、この長期計画を見ますと、自治体、庁舎の中のICT化については詳しく述べられております。ただ、地域住民から出ております光情報システム等については、総務省が光ファイバー網の整備を推進しているということで述べられておりますし、本町としても検討していく必要がありますということで掲げられているようですが、この点については、どういった取り組みをいつまでにどのような検討をされるのか、具体的に町長の見解を求めたいと思います。それから、2点目として基幹産業である農林漁業についての意見がありますけれども、この長期計画の中で林業の計画が上がってないようですけれども、これを読ませていただくとですね。林業についての取り組みはどうされるのか。これは私も山手の議員でして、

山を常に見ておるわけですが、もう伐期が来ておる、伐期が過ぎておるような状況にある山が相当見受けられます。町有林もそのような状況にあると思いますけども、ただこれは切って終わりというわけではいけないと思います。そういった関係、今後どういった対応をしていくのか、やはり意見につけられておりますような農林漁業を一体化した関係についてどのような対応を取られていくのか、お聞きをしたい。それから、農業振興の中で用排水路の整備等が用地の活用の中でうたわれております。ただ、旧野田原土地改良区においてはですね、野田原土地改良区解散するときの覚書なり念書をもとに関係者が自ら管理をしますよというような取決めを町と取り交わしておりまして、旧野田原土地改良区の用排水路の整備、保全整備には非常に関係の方々が悪慮されておるのが実情であります。そこらあたりの関係をどうとらえられて今後どのような対応をしていただけるのか、これは川南の優良農地の大きなウェイトを占めておる旧野田原土地改良区であります。こういった農用地なり用排水路の保全、維持管理については行政が大きく関わっていかなければならない問題であろうと思います。そのような観点をどうとらえられてどう対応をしていこうとされておるのか、お聞きをしたいと思います。それから、あわせていきいきと暮らせるまちづくりの中で、健康づくりと地域医療体制の充実ということで掲げられております。特にそういった中で国立病院機構宮崎病院ですかね、の位置づけと今後の対応をどうされるのか、この関係については、関係自治体で協議会等が立ち上げられて、この問題についていろいろ協議をされてきた経緯があると思います。数年前に協議会が解散をされて、この問題についてどうなのかということで、都農町議会なり木城町議会との検討会のときにも意見が出されるわけですが、なかなか議員の中で答えが出せないような状況等も出ております。特に地域医療体制の充実ということであれば、この国立病院機構宮崎病院の位置づけは大きな課題であろうと思います。そういった関係をどう今後進められていかれるのか、あわせて町長の見解をお伺いしたいと思います。以上の点について答弁をいただきたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) まずはIT化の問題、これはずっと議会でも数人の皆さんから出てる問題であります。ただ、現在の状況においては、この国の政策的なですね、これらの政策が打たれなければ採算上でなかなか勘定が合わない、ということの中で来ておりまして、その要望はあるわけですが、進んでいないという実態があるわけですが、そういう意味合いでは、今後の全国のIT化の方向性を示されてくると思いますので、そういうようなものを待ちながらやるしか今のところはないんじゃないかなと、こう思っております。それから森林計画がちょっとないということで、資料の基本構想の6ページの3のところにございますので、またちょっと後で見たいと思いますが、基本的にはですね、今もそうありますが、森林組合を中心にしてそれに町も対応しながら一緒にやっていくということでされている。ただ、材木の価格的な問題、流通的な問題から、なかなか厳しいというのが現状ではないかこう思っております。そういうものをどう乗り切るかということになると、だんだん建材等も新建材等によってなかなかですね、木材の需要が減ってきている、また輸入が多いと、ということから厳しい中にあるわけですが、しかし相当山があるわけですので、さらなる検討をさせていただきたいと思います。それから、用水路

の整備で野田原の問題がございましたけれども、ここはですね、そういうような当初の農道整備計画の中では、排水路の整備計画があったと、しかしそれはもういらないということで作られなかったという経緯があるというふうに聞いております。そういうことから、非常に水が台風時とか大雨の時に道路を流れるという問題ございまして、排水路の整備をいたしたところでございます。これで完全にそういう事態が解消できるかどうかわかりませんが、農地としての管理問題ということになると思いますので、これは地元の皆さんの要望というのを踏まえなければ、強制的にやることは非常に問題があるというふうに思います。それから、地域医療にかかる問題で宮崎病院の位置づけの問題であります。これは独立法人化されたことによって、あり方というのがそれぞれの病院ごとに独立採算制ということが打ち出され、医師の確保につきましても独立法人での雇用というようなこと等から、なかなかですね、これはなにも宮崎病院だけではありませんが、宮崎医師会病院、大学病院、宮崎県立病院等も含めて非常に大きな問題でございますけれども、川南としてはですね、1次医療、2次医療的なところまではやっていただける病院でございまして、1次の個人病院と2次医療までできる宮崎病院との連携といいますか、医師会との連携、このあたりが非常に重要なことになってくるというふうに思っております。しかし現実には個人医師もですね、だんだん高齢化してきてその支援ができないような状況になってるというのが現状でございます。一生懸命宮崎病院の院長先生はじめ尽力をいただいているわけでございますけれども、それが思うように体制整備が進んでいかないというのが現状じゃないかというふうに思っております。また私どもも議員の皆さん方とも一緒に、いろいろ医師確保の問題とかいろいろやってるわけでありまして、いかにせん国の方は、それは地方の問題だと、こういうようなことから、なかなか思うような独立行政法人機構の動きが取れていないというのが現状でございまして、大変苦慮している問題であります。位置づけとしては地域の中堅的な医療機関でありますので、先生方にですね頑張ってください、また町民の皆さんも利用いただくということが必要じゃないかと、このように思っているところでございます。

○議長(川越 忠明君) 林田議員、いいですか。特別委員会2日間ありますので、町長も見えてきますので、とにかく簡潔に。

○議員(林田 幸雄君) この問題については特別委員会の中でまたちょっと詳しく聞きたいと思いますが、作られた関係の町長の考え方だけちょっとお伺いをしておかないかということで質問をさせていただきます。地域医療の問題、これは地方の問題であるということですが、これは地方でなかなか解決できる問題でないと思います。宮崎県全体の医療の問題もあらうと思いますけれども、十分国町間等でも協議をされてですね、こういった地方の医療の問題については要請活動の中でまた改善ができるような形の中での取り組みを一つお願いをしておきたいと思います。特に、それから用排水路の問題についてはですね、新たに作ってくれとかどうということではないわけですが、保全維持管理に非常に苦労されておる現状があります。ここに座っておられる管理職の方でもその関係地域におられる職員がおるわけですから、そのところ十分現状の調査等もされてですね、よりよいかたちでの行政対応ができるような中での見直し等もお願いをしておきたいと思

います。それから最後になりますけども、この計画の中の最後の方になりますけども、「支えあうまちづくり」、行政と力を合わせてとあります。また、「開かれた行政」として行政情報の公開があげられておるわけですが、特にこの第4次なり5次の答申の意見にも出ておりますけども、町民の理解と総意を念頭にとされておりますし、また5次の長期総合計画に対する答申の意見の中でも住民参加、協働の面から町民と行政が一体となった行政運営の実現に努められたい、ただ現状を見てみましても、末端行政改革なり町民の民意がどこまでとらえられて受け入れられて、こういった5次の計画が出来上がっておるのかなということになりますと、非常に疑問に思えるところが多々あるわけですが、そういった民意をくんでいただける場なり、その民意が反映できるような形での取り組みを一つお願いをしたいと思っておりますし、特に開かれた情報公開等の問題が最後に上げられておりますけども、特にこの点についてはいろいろ町民の中から、なかなか情報公開についてもというような苦言等もいただいております。この町民と力を合わせて開かれた行政運営をしていただきたいと思っておりますけども、最後にこの点について町長がどのようなひらかれた行政をしていかれようとしておるか、また情報公開の関係等についてもあわせて見解をお伺いしてですね、質問を終わりたいと思います。

○町長(内野宮 正英君) 主タイトルにもございますように、「活かす」「育てる」「安らぐ」というですね、理念を掲げさせていただいたわけでございます。それは、端的に申し上げれば、自分たちの中にあるものを発見、育てていくというのが基本理念になっているわけでございます。そういう意味合いではですね、地域づくりにしましても、まちづくりにしましても、お互いが協力し合えなければできないと、こういうことだと思います。しかし、全体的に見ればですね、どうもいろいろあることは、行政がやるべきだ、やる話だということで、だんだん他人任せといいますか、そういう形がだんだんと出てきつつあると、そういう都会的な感覚になりつつあるわけでございます。そういう意味合いで申し上げますと、民意をどう育むかということは、一方では情報公開をどうやるかと、こういう話なるかというふうに思っています。そういう意味合いで、より開かれた情報が提供できる体制というのは、今後ともですね、作っていかなくちゃいけないということになるというふうに思っております。長期的な考え方あるいは構想について整理をさせていただいたわけでありまして、非常にですね、社会あるいは政治情勢の変化が激しい中であります。そういう意味合いでは、現時点でこういう考え方だと、こういうことでございますので、そしてやはり5カ年計画あるいは毎年行いますローリング方式での計画と、こういうのが長期の計画と合わせてより重要な形、対応になってくるんじゃないかと、このように思っております。ただ、基本的な方向としてはこういう方向で行くことが、今の政治経済あるいは社会情勢等を踏まえて、重要な考え方、よりよい方向ではないかというふうに考えているところでございます。十分ですね、今後議論をいただきながらご意見を賜り、これがそれぞれ議員の皆さんは町民の代表でございますので、ご意見十分いただきながら成案になれるように、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

○議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

○議員(徳弘 美津子君) すいません、1点だけお伺いいたします。川南町総合計画審議会っていうものがありますが、これはもう3回ほど審議会が行われましたが、この審議会はまだ生きていらっしゃるんですかね、解職をされたんですかね。そこを一応お願いします。

○総合政策課長(諸橋 司君) 川南町総合計画審議会につきましては、11月の12日、それから11月の18日、それに11月の26日、3回開催をしております。それで26日をもちまして審議会は解散をしております。以上です。

○議員(徳弘 美津子君) 11月26日で審議会は終了ということですが、この中に15名の委員がおりまして、議員からも議長、副議長、各委員長。5人、私もおります。5人いて審議されました。で、この基本構想というものの中で審議はされたわけですね。で、現実に議員の皆さん思ってたっしゃるんですけども、この構想によって審議をされて、特に大きな意見もなく決まったわけですが、この12月の26日の議会の時に前期基本計画っていう第5次計画が出されたんですが、審議会の皆様は、これは知らないんじゃないでしょうかね。構想の中を見るだけではなかなか数値目標がないので分かりづらいんですが、この基本計画を見ると、5年を区切りとした中で数字がいろいろ目標が分かれてるんですが、もしこれが審議会の方の中で目を通していただければ、もう少しいろいろな意見が出て、皆様の町民の代表となる方の意見としたものが上がったんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総合政策課長(諸橋 司君) 徳弘議員のご質問にお答えをいたします。長期総合計画審議会に、前期の5カ年の基本計画の提出のことをおたずねだったかと思いますが、議会の議決事項につきましては、基本構想が議会の議決が必要ということになってます。それで、基本構想について審議会に諮問をしたところでございます。以上です。

○議員(徳弘 美津子君) この審議会条例の中の第2条の中には、審議会は町長の諮問により応じ、川南町長期総合計画の策定に関し審議を行うってあるんですね。策定に関しての審議っていうことが、考え方の問題でしょうけども、この基本構想だけによって計画の策定に関わっているっていう見方をされると、すごくなんか大きな問題になるんじゃないかなって思うんですね。この長期総合計画、これを見的过程中で、自分たちのいろんなおかれた分野だとかすごく細かく数値目標があるので、これまでを出して初めて審議会を行うべきではないかなとは思っております。ご答弁をお願いします。

○町長(内野宮 正英君) お答えいたします。基本となるのは基本構想。変な話ですけど。そういうことであります。やはりどういう夢を、10年間というものを描いて、そしてこの計画を作っていくかと、こういう形でありますので、基本的にこのような構想をこういう方向でよろしいでしょうかということで、これに枝葉を付けていくのが、前期の基本計画、後期の基本計画。さらにその後に毎年度の実施計画を作ってますね、審議に付していくわけでございます。それは、いろんな経済等の変化によっても変わってくるというのはあるわけですが、川南町のまちづくりとしてはどういう方向で行きますかと、こういうことを基本的なこととして決めていただくのがまず重要であってですね、そしてその後の総

合計画等については、また議会でそれぞれ十分検討いただいて策定をしていくと、これが基本だと思います。そうするとですね、ローリング方式もそういう審議会が必要ですかという話になってくると、それはちょっと実際問題としては無理があるというふうに思っております。しかし、内容についてはですね、これは要約したものを町民にはお知らせするということは当然していくわけでございますので、そういうことで進めていくということにいたしていると、こういうことであります。

○議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。これで質疑を終ります。お諮りします。本案については、議長を除く14人の委員で構成する長期総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、議長を除く14人の委員で構成する長期総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

長期総合計画審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。ご報告します。ただ今設置されました長期総合計画審査特別委員会の委員長に【河野 幸夫】君、同副委員長に【山下 壽】君が、委員会条例第7条第2項の規定により、互選されました。なお、長期総合計画審査特別委員会は、15日の会議において、審査結果を委員長から報告をお願いします。

日程第 3 議案第63号 「平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)」

日程第 4 議案第64号 「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 5 議案第65号 「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第 6 議案第66号 「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」

以上、4議案を一括議題とします。これから、本4議案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(米山 知子君) 平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)について質問をいたします。23ページですね、6款農林水産業費1項農業費の中の負担金補助及び交付金についてですが、この中で、経営体育成交付金事業として補足説明の中で8戸の農家にトラクターの導入補助金であるとか、あるいは茶農家に対しての防霜ファンで3戸の茶農家に対しての補助金、それから、宮崎の花産地パワーアップ推進事業で花き農家に対しての光防虫器とか、あるいはマンゴー糖度計導入とか、そういうふうな補足説明があったんですが、これは10分の10の補助事業ですので、予算的には問題ないですが、これの対象者の選定ですね、それから広報、これはどういう形でなされたんでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 米山議員のご質問にお答えいたします。まず経営体育成交付金事業の件でございますが、まず要件としまして認定農業者ということがございます。そういうことから、認定農業者の方々全てに文書を配布し、こういう事業がありますという広報を行ったうえで本人さん

の申請を待つというようなことをですね、やってまいりました。それから、次にですね、茶業経営構造改革総合対策事業でございますが、これにつきましては、川南町茶振興会と申します団体がございます。これにつきましては、川南町内で茶業を営む全ての方々が入っておられますので、その団体の中で説明を申し上げて、それでこういう事業に手を挙げられるというようなことでですね、取り組んでまいっております。それからですね、下の2つ、宮崎の花と果樹ブランドという項目がございますが、これにつきましては、農協の部会、一般の団体の方々はですね、既にこういう事業を行われている方々というのがいらっしゃいます。今までの体制ではそれぞれの農家さんに案内をして、それから作っていくという形でございましたけれども、この団体様方はですね、以前からこういう品目に取り組んでいらっしゃいまして、そういう方々にご案内をして取り組んでいただいております。むしろ最近はおこの方から、どういう事業はないかというような問い合わせがあつてそれに応えてこういう事業に取り組んでいかれるということが多々ございます。要するに農家さんにですね、こういう事業の周知をきちんとやるのが我々の責務だと思っておりますので、それに基づいてこういう申請が上がってきたということでございます。以上です。

○議員(米山 知子君) それは非常に大事なことだと思いますので、私が今日この質問をいたしましたのは、やはりこれは農家の側の問題だと思いますが、全然知らなかったけどちょっと小耳にはさんで言ったらたまたまあったんだというようなことを聞いたもんですから、そういうことは非常によくないのではないかと、やはり対象者には全て平等に広報して、その中でやりたいという人にきちんとこういう補助事業があるんだということをお伝えするというのが大事なことはないかなと思ったものですから、質問いたしました。今の答弁で安心をいたしましたので、これからもそれで取り組んでいただきたいと思います。で、ついでにですね、この1戸当たり、8戸の農家のトラクター導入ですけれども、これはトラクター1台いろいろな金額の差はあると思うんですが、上限額、補助金の、1戸当たりの。そのあたりも決まってるんでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 1戸当たりの上限額よりもですね、むしろ経営規模に応じたトラクターの大きさというのが規定でございます。それに合わせていきますので、例えば1町しか作ってない方がですね、90馬力のトラクターを買いたいと、こういうのは事業に乗れません。そういう基準がございますので、それに照らし合わせて事業を取組んでおります。

○議員(米山 知子君) そしたらあとのお茶農家っていうのも同じように経営規模に応じたということではよろしいわけですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長(川越 忠明君) 他に質疑がありませんか。

○議員(濱本 義則君) 1点だけご質問をいたします。21ページ、衛生費の出資金投資の3,500万の問題でございます。これは水道会計とも絡みますけれども、この内容については説明の中で山手の方の漏水に関する敷設替えの資金というふうに聞いております。ただこういった急々の場合にですね、今までこういった投資とか出資金という形で対応されてたのかどうか、今度が初めてなのか、そこへんをちょっとお聞きしたい。

○上下水道課長(河野 秀二君) 上水道事業へのはですね、出資金については、過去もあります。今回、さきの補足説明でいたしましたように、緊急な、今回特に緊急でありました。それからもう一つの理由としましてはですね、後日長期総合計画の中でも触れておりますが、財源的なものもありまして、一般会計が厳しい中でもありますけど、緊急ということで、今回はこのような形をですね、とらさせていただきます。以上で説明を終わります。

○議員(濱本 義則君) 町の財政面から言えば全く同じような形になるわけですけども、特に水道会計等につきましては、企業会計を取られております。で、ここで、例えば他会計からの借入金とかいう形でやるのと、出資金という形でやるのは財務諸表がらっと変わってくるわけ。特に今からいろんな形で町自体の財政も企業会計にどんどん移っていくような状況の中において、これでいいのかなあという疑問が一つ生じたわけでございます。それからあの、もう一つ言えることはですね、普通こういった出資金とか投資、まあ民間の企業でいえば増資にあたるわけですけども、こういう場合ってというのは、おそらく年度初めから相当なものが綿密な計画のもとに、じゃあ増資しようという形でやっているのが普通でありまして、こういった突発事業の時にはおそらく借入金で対応するという形だろうと思っております。そういう面で財務内容が物すごく変わってまいりますので、これからこういう場合の対処の仕方をどうしたらいいかというのを財政とも一緒に検討をしていただくようお願いしたいと思っています。以上です。

○議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。

○議員(今井 伸二君) 議案63号、平成22年度川南町一般会計補正予算 26 ページ。8款3項4目15節の工事請負費750万円。これ、影石商店、約30mでしょ。750万なのか、それとああいうものはですよ、大方影石さんのその部分が財産なのか、あるいは今でいう法定外公共財産になるのか、そこへんのとこの処理はどうされてるのかですよ。それと、そういうことになるとできあがったものは影石さんの財産になるわけでしょ。ああいうのは。そこへんを聞いてみたいと思います。

○上下水道課長(河野 秀二君) 今井議員のご質問にお答えいたします。この750万円は、補足説明でご説明いたしましたとおり、上町～南中須線の工事を現在建設課が行ってまして、ちょうど元影石商店の横を横断をいたしております。その町道部分につきましては建設課が行いますけれど、町道を横断をして運動公園の方へですね下流の排水路があります。この約30mが未整備でありまして、今回この道路工事に合わせてですね、排水路の整備を計画したところなんですけど、用地につきましてはもともと水路敷きがありました。その水路敷きと実際の排水路の敷地にはズレがありまして、影石さんと影石さんが両方に土地を持っておる関係でご相談をいたしまして、町が元々持っておる土地、水路敷きですね、ここに新しい水路を作るようにですね、計画をして、先般話し合いが終わりました。ということで、町の敷地に町が作って町の財産となるというような形でですね、今回の工事を計画しております。昔の水路につきましては、40年の初期時代にですね、お話を聞く範囲では数人の方が自分たちで作られたという話も聞きましたけど、今回は、町の敷地に町の方で建設して町の

財産としてですね、都市下水路の一部として管理をしていくという形で考えています。以上で説明を終わります。

○議員(今井 伸二君) ということになるとですよ、影石さんが財産を登記せにやいかん部分がでてくつとやないですか。ない。したらこの工事に伴ってなんら影石さんの負担はないと、0円ということですね。はい、了解しました。

○議長(川越 忠明君) 他に質疑はありませんか。これで質疑を終ります。お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、各所管事項別に、それぞれ所管の常任委員会に、議案第65号は、文教厚生常任委員会に、議案第64号、議案第66号は、産業建設常任委員会に、それぞれ付託します。

日程第 7 議案第67号「西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について」を議題とします。これから、本議題について質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。お諮りします。ただ今、議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、総務常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。皆さん、おつかれさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いいたします。

午後2時37分閉会
